

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

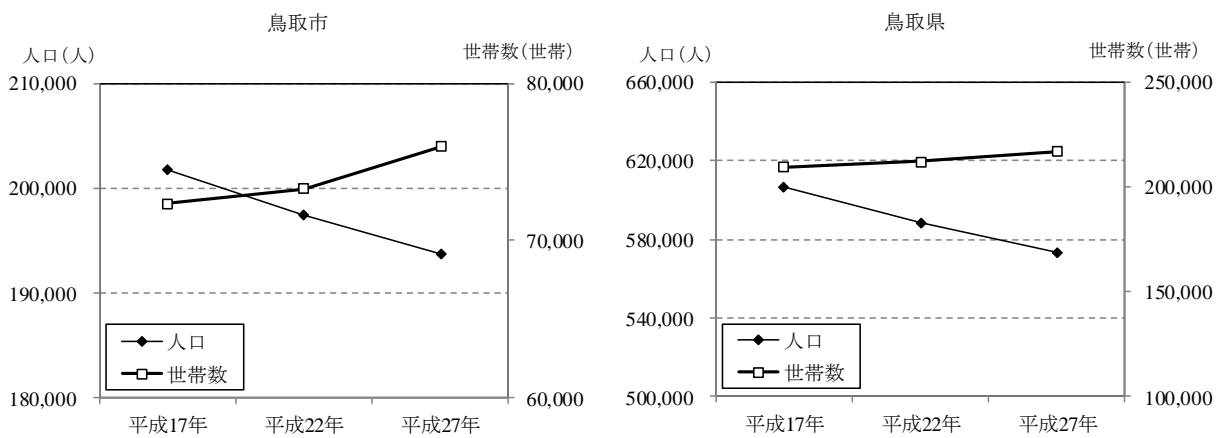
1. 人口の状況

鳥取市及び鳥取県の人口及び世帯数の推移は第3.2-1表及び第3.2-1図のとおりである。

第3.2-1表 人口及び世帯数の推移(各年10月1日現在)

区分	年	人口(人)			世帯数 (世帯)
		総数	男	女	
鳥取市	平成17年	201,740	98,333	103,407	72,353
	平成22年	197,449	95,959	101,490	73,288
	平成27年	193,717	94,151	99,566	75,941
鳥取県	平成17年	607,012	290,190	316,822	209,541
	平成22年	588,667	280,701	307,966	211,964
	平成27年	573,441	273,705	299,736	216,894

〔平成17年、22年、27年 国勢調査〕(総務省統計局)より作成



〔平成17年、22年、27年 国勢調査〕(総務省統計局)より作成

第3.2-1図 人口及び世帯数の推移(各年10月1日現在)

2. 産業の状況

鳥取市及び鳥取県の産業別就業者数は第3.2-2表のとおりである。平成27年10月1日現在の産業別就業者数の割合は、鳥取市及び鳥取県とも第三次産業の占める割合が高い。

第3.2-2表 産業別就業者数（平成27年10月1日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

産業	鳥取市	鳥取県
第一次産業	5,219 (5.6)	24,671 (8.8)
農 業	4,749	22,684
林 業	240	880
漁 業	230	1,107
第二次産業	19,037 (20.5)	59,746 (21.3)
鉱業、採石業、砂利採取業	14	49
建設業	7,149	21,538
製造業	11,874	38,177
第三次産業	64,810 (69.7)	187,826 (66.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	519	1,343
情報通信業	1,506	3,137
運輸業・郵便業	3,192	11,389
卸売・小売業	13,783	41,264
金融・保険業	2,745	6,410
不動産業、物品賃貸業	1,145	3,093
学術研究、専門・技術サービス業	2,604	6,983
宿泊業・飲食サービス業	4,904	15,454
生活関連サービス業、娯楽業	3,183	9,339
教育、学習支援業	5,703	14,582
医療、福祉	13,665	41,930
複合サービス事業	839	3,339
サービス業（他に分類されないもの）	5,980	15,630
公 務	5,042	13,933
分類不能の産業	3,955 (4.3)	8,664 (3.1)
総 数	93,021	280,925

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が100にならない場合がある。

〔平成27年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

(1) 農業

鳥取市及び鳥取県の販売目的の作物の作付（栽培）経営体数は第 3.2-3 表のとおりである。

平成 27 年における鳥取市の作物作付（栽培）経営体数は、稲が最も多くなっている。

第 3.2-3 表 販売目的の作物の作付（栽培）経営体数
（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種類	鳥取市	鳥取県
稲	3,924	15,601
麦類	6	51
雑穀	86	718
いも類	417	1,067
豆類	500	1,631
工芸農作物	53	245
野菜類	1,103	5,005
花き類・花木	224	787
その他の作物	247	1,343

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

(2) 林業

鳥取市及び鳥取県の所有形態別林野面積は第 3.2-4 表のとおりである。

平成 27 年における林野面積は、鳥取市では 54,561ha となっている。

第 3.2-4 表 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有林	私有林
鳥取市	54,561	6,136	6,124	12	48,425	2,479	9,332	36,614
鳥取県	258,782	29,983	29,681	302	228,799	15,589	42,682	170,528

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

(3) 商業

鳥取市及び鳥取県の商業の状況は第 3.2-5 表のとおりである。

平成 25 年の年間商品販売額は、鳥取市では 403,150 百万円となっている。

第 3.2-5 表 商業の状況

業種	区分	鳥取市	鳥取県
卸売業	事業所数（事業所）	416	1,230
	従業者数（人）	3,485	10,007
	年間商品販売額（百万円）	213,976	619,057
小売業	事業所数（事業所）	1,383	4,392
	従業者数（人）	9,588	28,140
	年間商品販売額（百万円）	189,174	543,780
合計	事業所数（事業所）	1,799	5,622
	従業者数（人）	13,073	38,147
	年間商品販売額（百万円）	403,150	1,162,837

注：事業所数及び従業者数は平成 26 年 7 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 25 年 1 年間の数値である。
〔平成 26 年商業統計確報〕（経済産業省、平成 27 年）より作成

(4) 工業

鳥取市及び鳥取県の工業の状況は第 3.2-6 表のとおりである。

平成 27 年における製造品出荷額等は、鳥取市では 24,650,422 万円となっている。

第 3.2-6 表 工業の状況（従業員 4 人以上）

区分	鳥取市	鳥取県
事業所数（事業所）	291	891
従業者数（人）	10,993	31,319
製造品出荷額等（万円）	24,650,422	70,435,158

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔平成 28 年経済センサス-活動調査結果（製造業）〕（経済産業省、平成 29 年）より作成

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

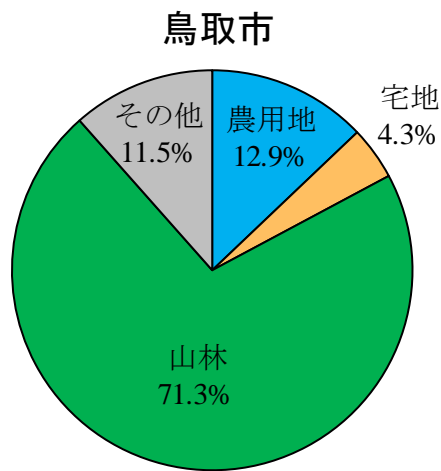
鳥取市の土地利用の状況は、第3.2-7表及び第3.2-2図のとおりである。

第3.2-7表 地目別土地利用の現況（平成29年4月1日現在）

（単位：km²、（ ）内は％）

市町	総数	農用地	宅地	山林	その他
鳥取市	765.31 (100)	98.62 (12.9)	32.88 (4.3)	545.57 (71.3)	88.24 (11.5)

〔「2017市勢要覧」（鳥取市、平成29年）より作成〕



〔「2017市勢要覧」（鳥取市、平成29年）より作成〕

第3.2-2図 地目別土地利用の現況

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：平成 29 年 4 月 26 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲の都市地域は第 3.2-3 図のとおりであり、対象事業実施区域には都市地域が分布している。

② 農業地域

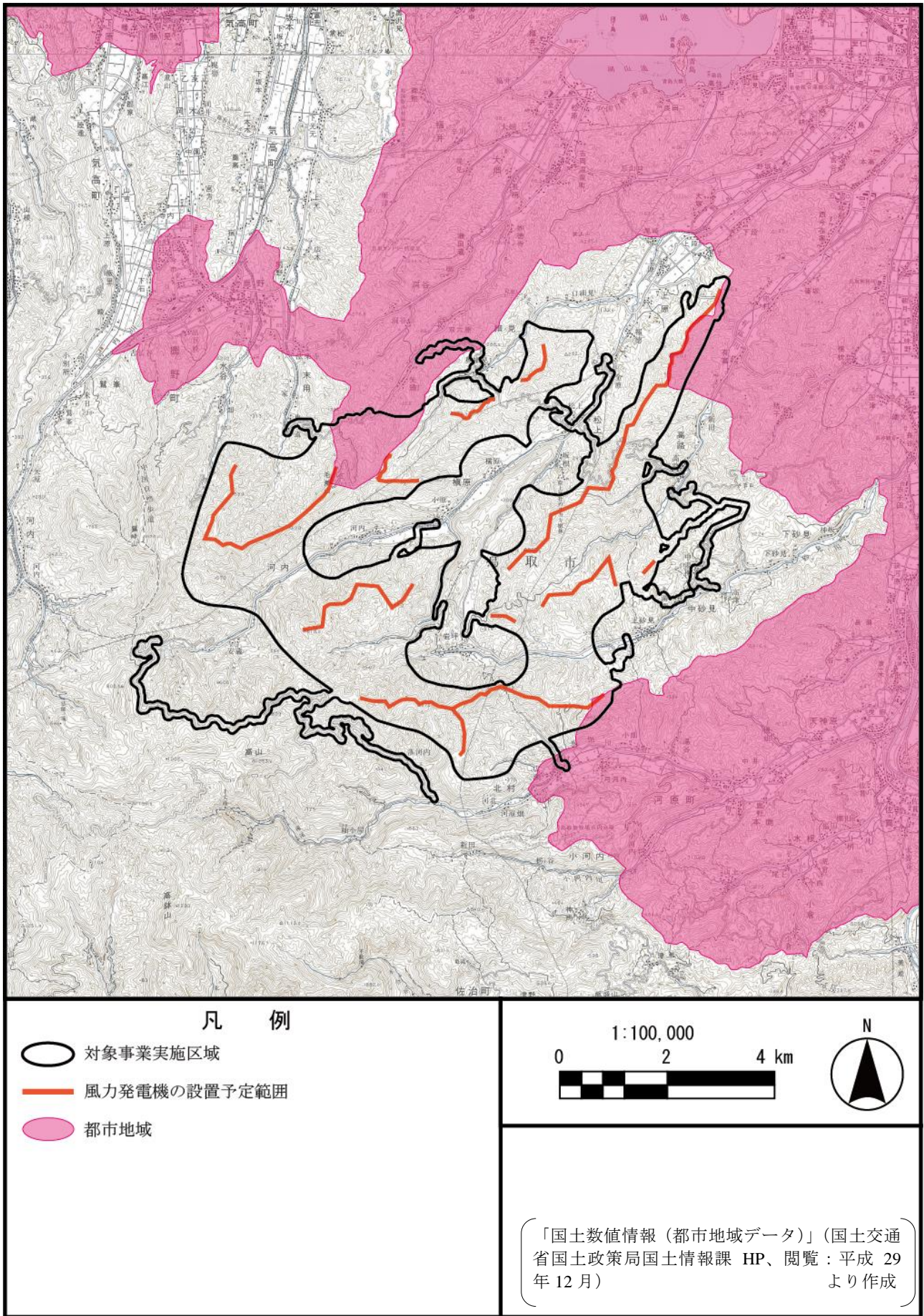
対象事業実施区域及びその周囲の農業地域は第 3.2-4 図のとおりであり、対象事業実施区域には農業地域が分布している。

③ 森林地域

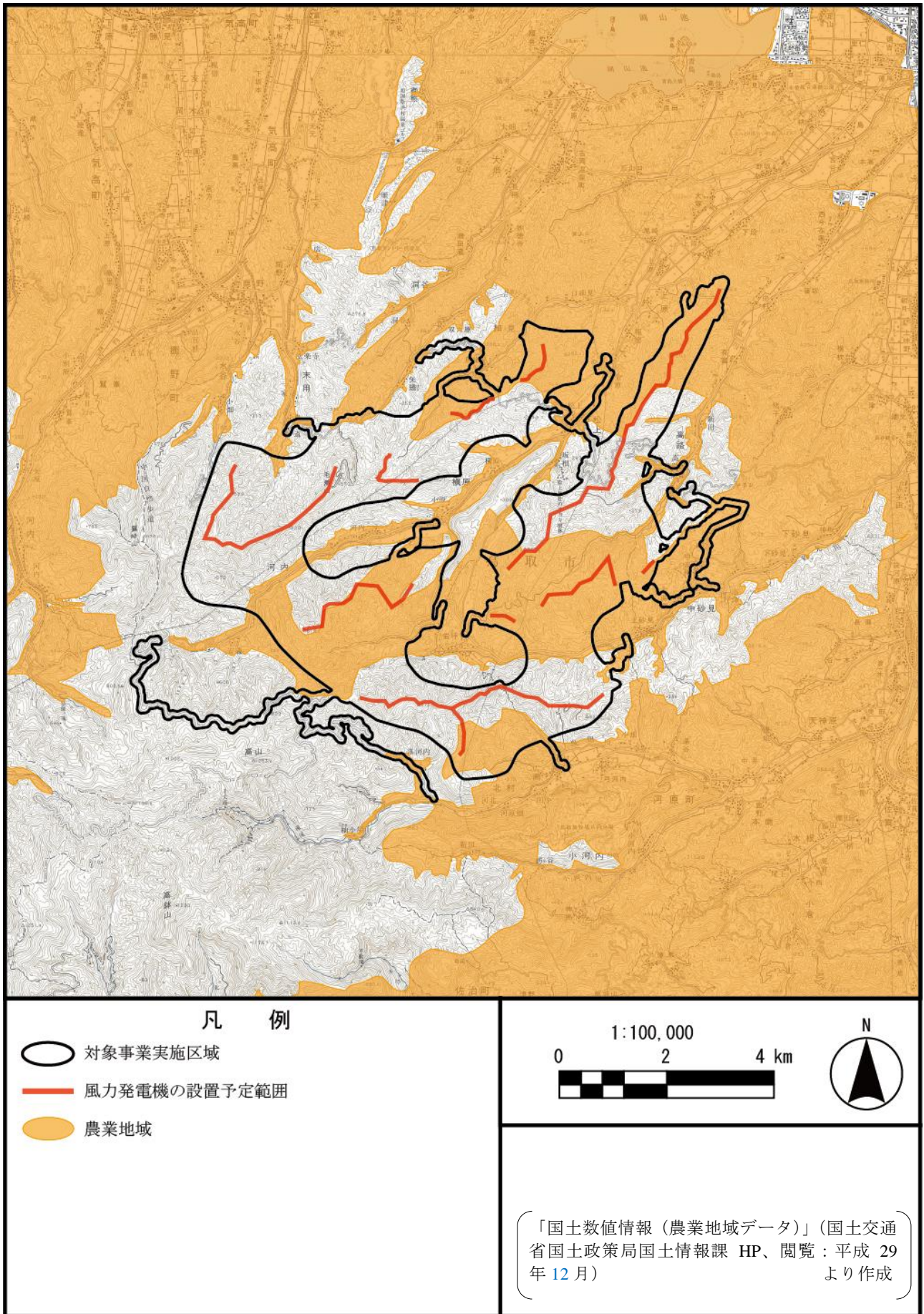
対象事業実施区域及びその周囲の森林地域は第 3.2-5 図のとおりであり、対象事業実施区域には森林地域が分布している。

(2) 都市計画に基づく用途地域の指定状況

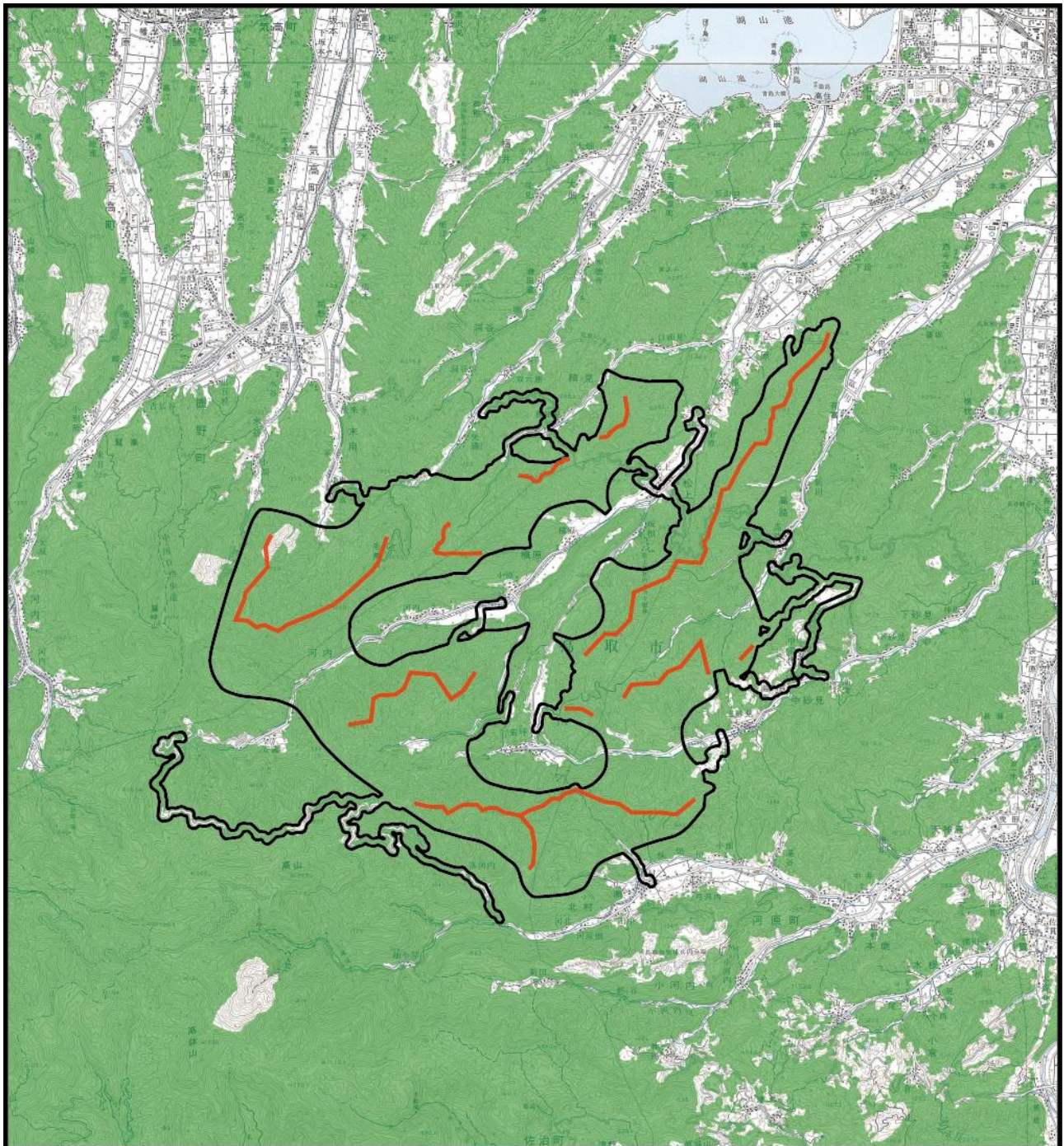
対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく用途地域の指定状況は第 3.2-6 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に用途地域の指定がある。






第 3.2-3 図 土地利用基本計画図（都市地域）

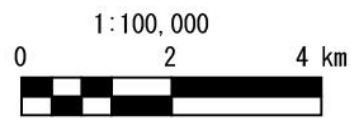


第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（農業地域）



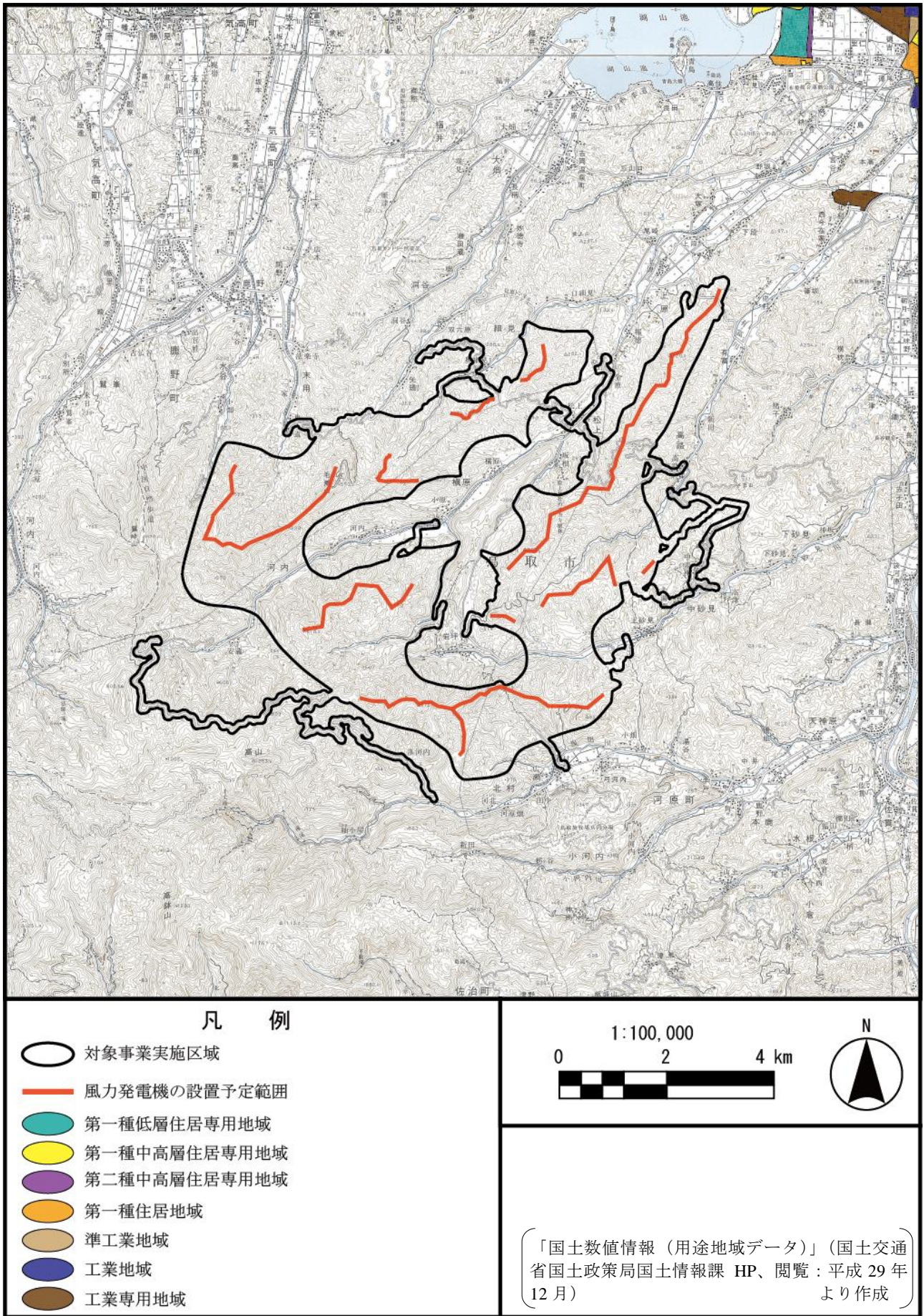
凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  森林地域



「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通
省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年
12 月）より作成

第 3.2-5 図 土地利用基本計画図（森林地域）



第 3.2-6 図 用途地域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼並びに地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲に水源地のある水道用水の取水状況は第 3.2-8 表、取水地点は第 3.2-7 図のとおりである。

上水道の取水は河原地域の 7 か所で行われており、水源は浅井戸 3 か所、深井戸 3 か所、湧水 1 か所となっている。

簡易水道及び飲料供給施設の取水は 38 か所で行われており、水源は浅井戸 11 か所、深井戸 18 か所、湧水 6 か所、伏流水 2 か所、浅井戸+表流水 1 か所となっている。

第 3.2-8 表(1) 水道用水の取水状況（上水道・平成 29 年 3 月 31 日現在）

事業者名	水道名	水源地名	水源種別	給水件数 (件)	年間取水量 (m ³)
鳥取市	鳥取市上水道 (河原地域)	曳田浄水場	浅井戸	1,988	524,557
		渡一木浄水場	浅井戸		
		水根浄水場	深井戸		
		北村水源地	深井戸		
		小河内浄水場	深井戸		
		落河内浄水場	浅井戸		
		新田水源地	湧水		

注：給水件数及び年間取水量は、対象事業実施区域及びその周囲の範囲外の水源を含む鳥取市上水道（河原地域）全体の値である。

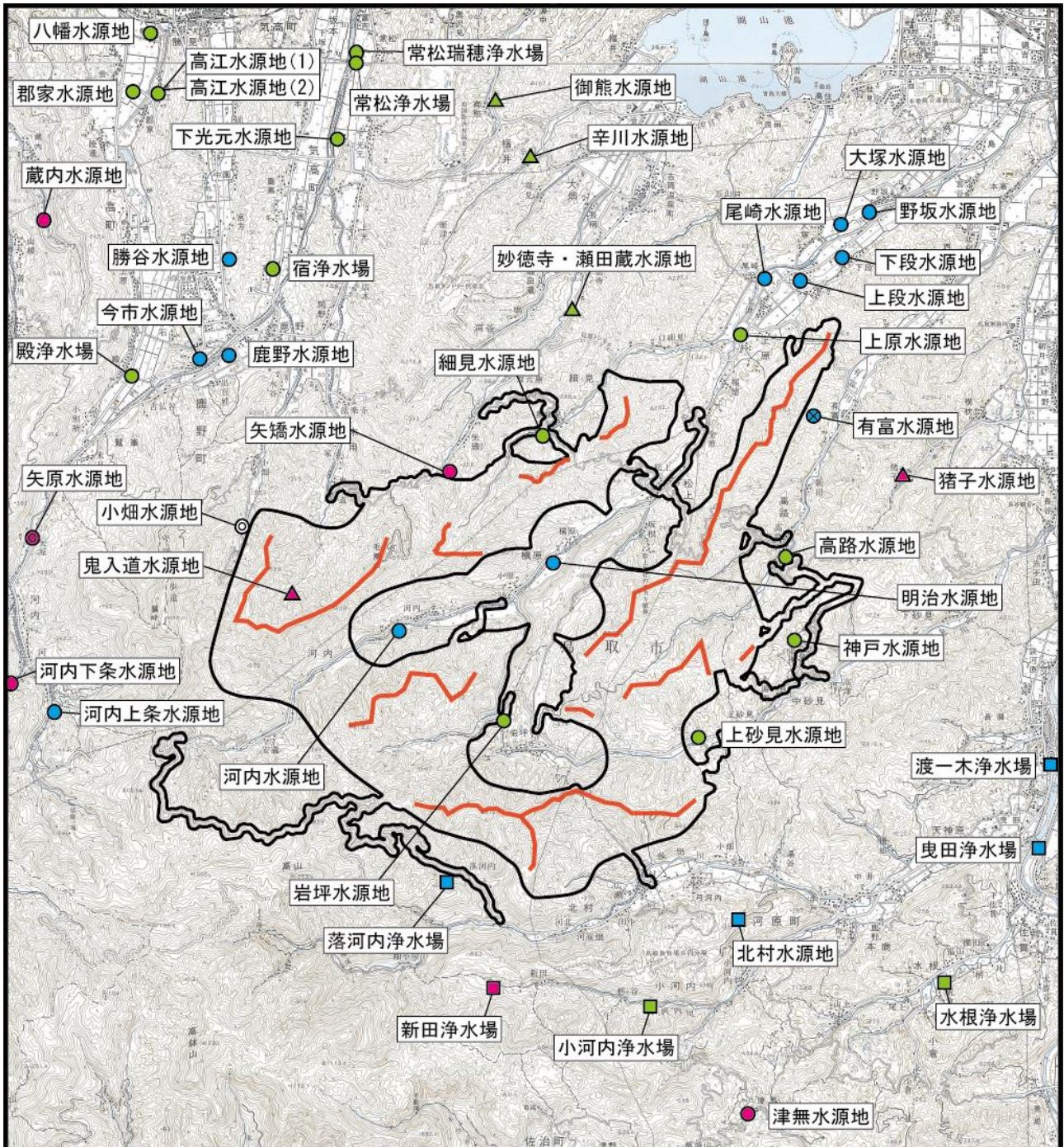
〔「平成 29 年度鳥取市水道事業概要」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

第 3.2-8 表(2) 水道用水の取水状況 (簡易水道等・平成 29 年 3 月 31 日現在)

区分	事業名		水源地名	水源種別	現在給水人口 (人)	年間取水量 (m ³)
鳥取市 (農村整備課)	野坂	簡易水道	野坂水源地	浅井戸	268	28,933
	明豊	簡易水道	上原水源地	深井戸	741	68,200
			上段水源地	浅井戸		
			下段水源地	浅井戸		
			大塚水源地	浅井戸		
			尾崎水源地	浅井戸		
	河内・小原	簡易水道	河内水源地	浅井戸	241	23,172
	矢矯	簡易水道	矢矯水源地	湧水	52	4,755
	妙徳寺・瀬田蔵	飲料水供給施設	妙徳寺・瀬田蔵水源地	深井戸	70	7,424
	有富	簡易水道	有富水源地	浅井戸＋ 表流水	59	6,387
	辛川	飲料水供給施設	辛川水源地	深井戸	31	2,693
	岩坪	簡易水道	岩坪水源地	深井戸	230	15,672
	上砂見	簡易水道	上砂見水源地	深井戸	197	15,051
	細見	簡易水道	細見水源地	深井戸	131	10,540
	高路	簡易水道	高路水源地	深井戸	136	13,473
猪子	飲料水供給施設	猪子水源地	湧水	31	2,747	
明治	簡易水道	明治水源地	浅井戸	427	41,055	
神戸	簡易水道	神戸水源地	深井戸	258	23,514	
御熊	飲料水供給施設	御熊水源地	深井戸	29	2,607	
佐治町 総合支所	津無	簡易水道	津無水源地	湧水	131	18,396
気高町 総合支所	第 1	簡易水道	下光元水源地	深井戸	527	51,803
	第 2	簡易水道	常松浄水場	深井戸	175	0
	第 4	簡易水道	宿浄水場	深井戸	1,360	172,358
			常松浄水場 (瑞穂)	深井戸		
	第 5	簡易水道	八幡水源地	深井戸	3,505	487,334
			高江水源地(1)	深井戸		
			高江水源地(2)	深井戸		
第 6	簡易水道	郡家水源地	深井戸	1,788	167,769	
		殿浄水場	深井戸			
鹿野町 総合支所	鹿野地区	簡易水道	鹿野水源地	浅井戸	1,395	136,511
	今市勝谷地区	簡易水道	今市水源地	浅井戸	1,639	264,810
			勝谷水源地	浅井戸		
	河内上条地区	簡易水道	河内上条水源地	浅井戸	86	6,097
	河内下条地区	簡易水道	河内下条水源地	湧水	126	12,643
			矢原水源地	伏流水		
小畑地区	簡易水道	小畑水源地	伏流水	82	10,445	
鬼入道地区	飲料水供給施設	鬼入道水源地	湧水	67	4,847	
青谷町 総合支所	蔵内	簡易水道	蔵内水源地	湧水	149	16,731

注：第 4 簡易水道及び第 6 簡易水道の現在給水人口及び年間取水量には、対象事業実施区域及びその周囲の範囲外における水源地の水量も含まれる。

〔平成 29 年度鳥取市水道事業概要〕(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成

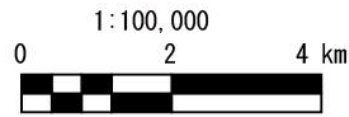


凡 例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機の設置予定範囲

水道用水取水地点

- ⊗ 表流水 (簡易水道)
- ⊙ 伏流水 (簡易水道)
- 浅井戸 (上水道)
- 浅井戸 (簡易水道)
- 深井戸 (上水道)
- 深井戸 (簡易水道)
- ▲ 深井戸 (飲料水供給施設等)
- 湧水 (上水道)
- 湧水 (簡易水道)
- ▲ 湧水 (飲料水供給施設等)



「平成 29 年度鳥取市水道事業概要」(鳥取市水道局 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)より作成

第 3.2-7 図 水道用水の取水地点

(2) 漁業による利用

なお、対象事業実施区域及びその周囲の河川及び湖沼には第 3.2-9 表及び第 3.2-8 図のとおり漁業権が設定されている。

第 3.2-9 表 内水面漁業権の内容

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の区域	漁業権者
内共第 1 号	第五種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	千代川本流 及び支流	千代川 漁業協同 組合
		やまめ（さくらますを 含む。）漁業			
		いわな漁業			
		あまご（きつきますを 含む。）漁業			
		にじます漁業			
		こい漁業			
内共第 4 号	第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ） 漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	湖山川（鳥取市 賀露町の賀露 大橋の下流端 から同市六反 田及び金沢の 金六橋下流端 まで）及び湖山 池	湖山池 漁業協同 組合
		蓮漁業			
	第五種共同漁業	こい漁業			
		ふな漁業			
		うなぎ漁業			
		わかさぎ漁業			
		しらうお漁業			
		えび漁業			

〔「内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等」（平成 25 年鳥取県告示第 458 号）
「内水面における漁業の免許」（平成 25 年鳥取県告示第 662 号）より作成〕

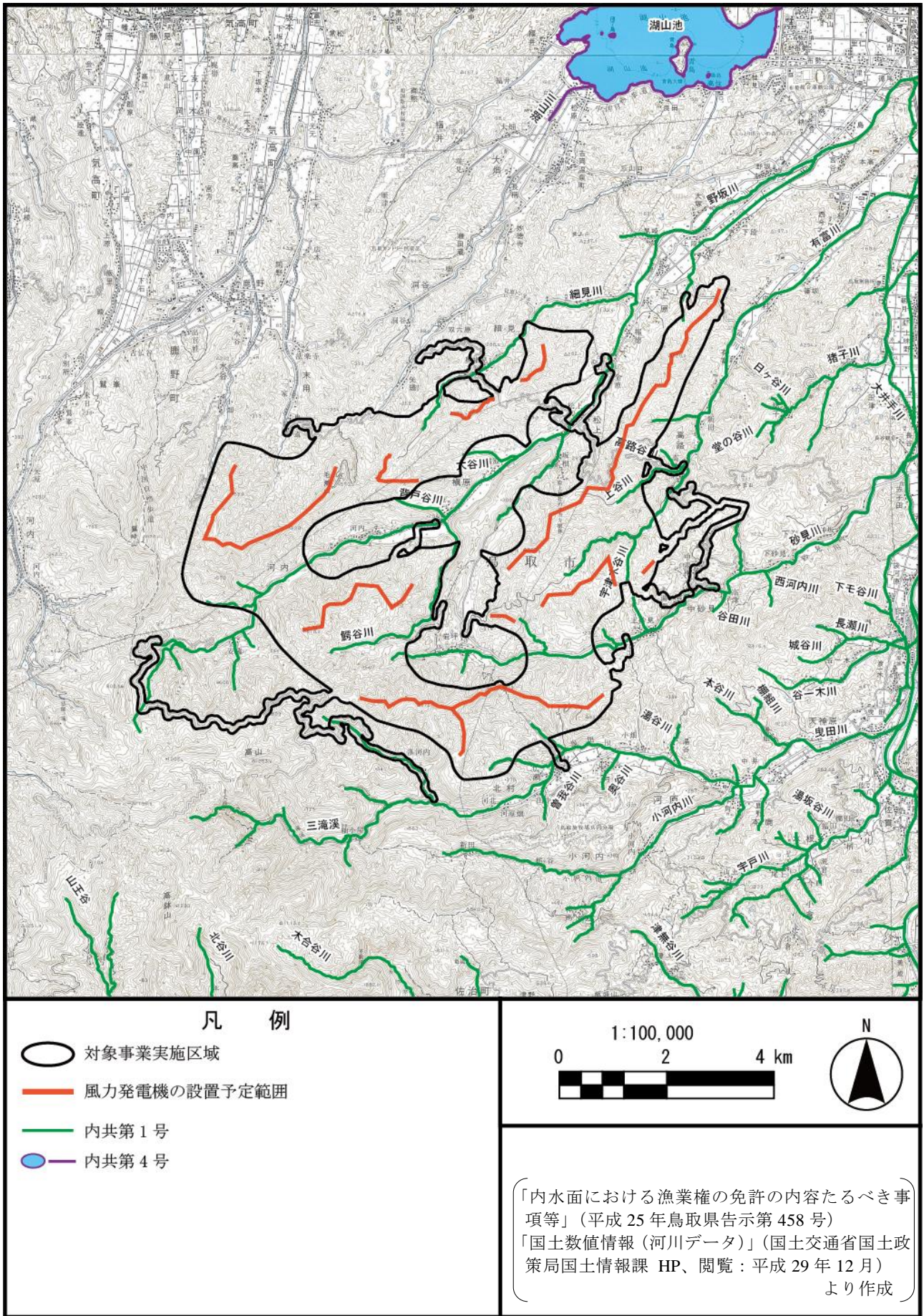
(3) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における農業用水の取水状況は第 3.2-10 表及び第 3.2-9 図のとおりであり河川や農業用ため池からの取水が行われている。

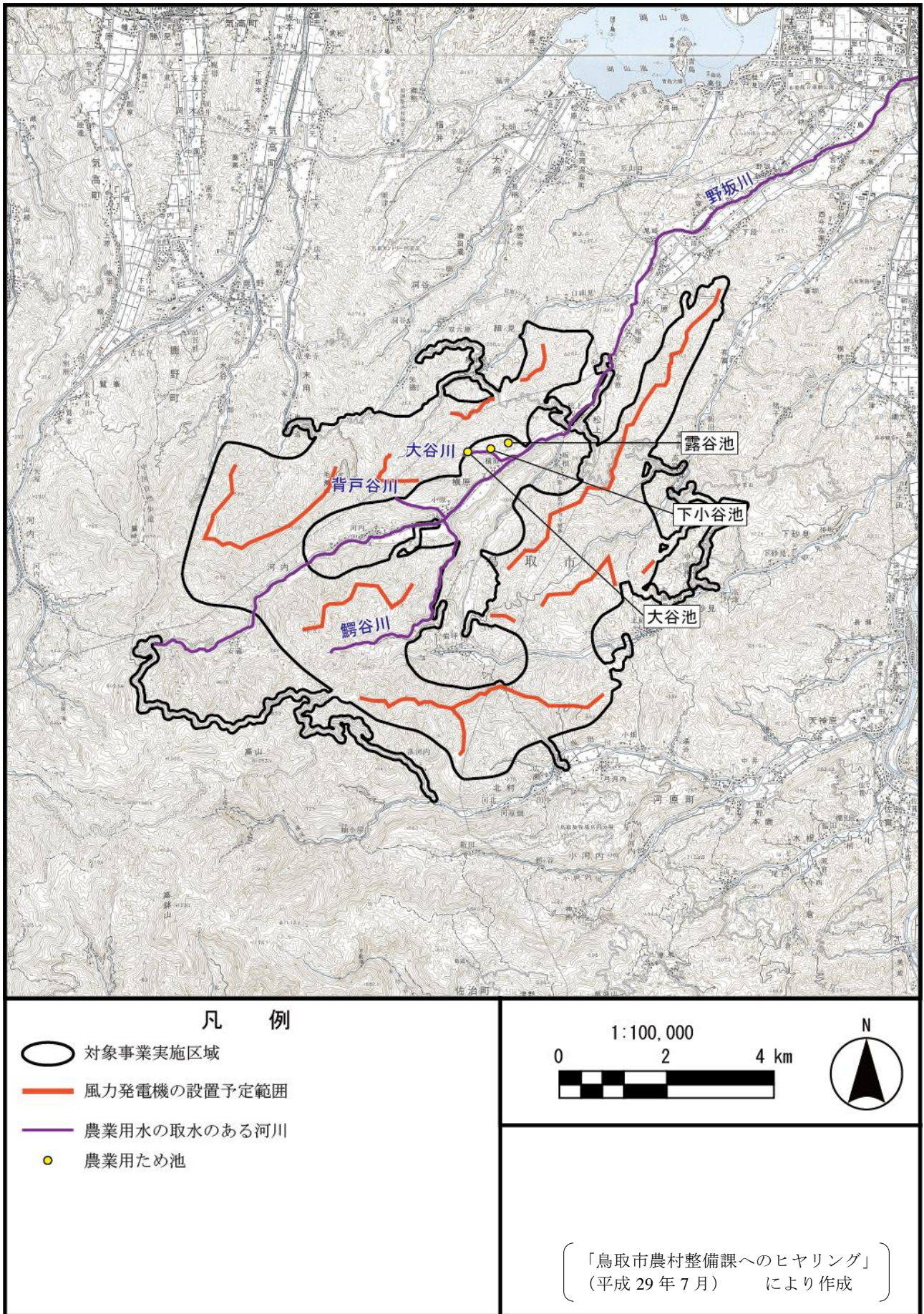
第 3.2-10 表 農業用水としての利用状況

利用状況
<ul style="list-style-type: none"> ・山さがり水の利用がある（具体的な位置は不明）。 ・野坂川、大谷川、背戸谷川、鱒谷川から農業用水の取水が行われている（取水地点は不明）。 ・農業用ため池として、露谷池、下小谷池、大谷池がある。

〔鳥取市農村整備課へのヒアリング（平成 29 年 7 月）より作成〕



第3.2-8図 漁業権の設定状況



第 3.2-9 図 農業用水の取水状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は第 3.2-10 図のとおりであり、一般国道 29 号、一般国道 53 号、主要地方道 21 号（鳥取鹿野倉吉線）、一般県道 181 号（湖山停車場布勢線）、一般県道 182 号（宝木停車場上光線）等があげられる。平成 27 年度の交通量調査結果は第 3.2-11 表のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲における鉄道は、JR 山陰本線が敷設されている。

第 3.2-11 表 (1) 主要道路の交通状況（平成 27 年）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
鳥取自動車道	①	智頭町・鳥取市境	鳥取河原用瀬線 (用瀬 IC)	7,756	10,254
	②	鳥取河原用瀬線 (用瀬 IC)	河原インター線 (河原 IC)	9,144	11,883
	③	鳥取自動車道 (鳥取南 IC)	一般国道 9 号(鳥取西道路) (鳥取 IC)	10,734	13,698
一般国道 9 号 (鳥取西道路)	④	鳥取自動車道 (鳥取 IC)	鳥取河原用瀬線 (鳥取西 IC)	4,884	6,093
一般国道 29 号	⑤	高路古海線	鳥取鹿野倉吉線	25,169	31,210
	⑥	鳥取鹿野倉吉線	伏野覚寺線	26,894	31,466
一般国道 53 号	⑦	八日市釜口線	本鹿高福線	6,263	7,657
	⑧	本鹿高福線	河原インター線	6,980	8,343
主要地方道 21 号 (鳥取鹿野倉吉線)	⑨	一般国道 29 号	鳥取河原用瀬線	16,294	21,019
	⑩	鳥取河原用瀬線	鳥取空港布勢線	17,657	22,778
	⑪	鳥取空港布勢線	矢矯松原線	9,139	11,424
	⑫	矢矯松原線	宝木停車場上光線	7,512	9,315
	⑬	宝木停車場上光線	郡家鹿野気高線	4,865	5,935
	⑭	郡家鹿野気高線	鳥取市・三朝町境	401	477
主要地方道 32 号 (郡家鹿野気高線)	⑮	鷹狩渡一本線	鳥取河原線	2,480	3,050
	⑯	鳥取河原線	鳥取河原用瀬線	1,695	2,085
	⑰	矢矯松原線	鳥取鹿野倉吉線	670	791
	⑱	鳥取鹿野倉吉線	市道	2,905	3,544
	⑲	市道	一般国道 9 号	3,921	4,784
主要地方道 33 号 (三朝中線)	⑳	三朝温泉木地山線	※	1,035	1,221
主要地方道 49 号 (鳥取河原用瀬線)	㉑	鳥取鹿野倉吉線	一般国道 9 号 (鳥取西道路)	7,475	9,120
	㉒	一般国道 9 号 (鳥取西道路)	郡家鹿野気高線	3,803	4,526
	㉓	※	※	4,038	4,926
	㉔	※	鳥取自動車道	4,038	4,926
	㉕	鳥取自動車道	一般国道 53 号	1,690	2,062
一般県道 181 号 (湖山停車場布勢線)	㉖	伏野覚寺線	鳥取空港布勢線	5,211	6,357

第 3.2-11 表(2) 主要道路の交通状況 (平成 27 年)

(単位：台)

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般県道 182 号 (宝木停車場上光線)	㉓	宝木停車場線	鳥取鹿野倉吉線	823	988
一般県道 189 号 (高路古海線)	㉔	※	一般国道 29 号	4,693	5,772
一般県道 190 号 (金沢伏野線)	㉕	鳥取鹿野倉吉線	伏野覚寺線	984	1,210
一般県道 191 号 (矢矯松原線)	㉖	郡家鹿野気高線	鳥取鹿野倉吉線	2,295	2,823
一般県道 195 号 (鷹狩渡一木線)	㉗	八日市釜口線	郡家鹿野気高線	3,484	4,285
一般県道 196 号 (杣小屋曳田線)	㉘	※	鳥取河原用瀬線	2,226	2,760
	㉙	鳥取河原用瀬線	鷹狩渡一木線	1,463	1,814
一般県道 198 号 (鷺峰気高線)	㉚	鳥取鹿野倉吉線	八束水勝見線	675	810
一般県道 227 号 (猪ノ子国安線)	㉛	※	鳥取河原線	4,147	5,059
一般県道 230 号 (小河内加茂線)	㉜	鳥取河原用瀬線	一般国道 482 号	170	194
一般県道 231 号 (本鹿高福線)	㉝	杣小屋曳田線	※	485	558
	㉞	※	鷹狩渡一木線	487	555
	㉟	鷹狩渡一木線	一般国道 53 号	485	558
一般県道 233 号 (矢口鹿野線)	㊱	一般国道 9 号	鳥取鹿野倉吉線	1,653	2,033
一般県道 258 号 (御熊白兔線)	㊲	鳥取鹿野倉吉線	一般国道 9 号	339	400
一般県道 264 号 (鳥取空港布勢線)	㊳	伏野覚寺線	鳥取鹿野倉吉線	9,616	12,116
一般県道 280 号 (俵原青谷線)	㊴	※	青谷停車場井手線	2,059	2,594
一般県道 281 号 (河内楨原線)	㊵	鳥取鹿野倉吉線	※	575	679
	㊶	※	郡家鹿野気高線	575	679
一般県道 304 号 (妙徳寺鹿野線)	㊷	矢矯松原線	郡家鹿野気高線	507	583

注：1. 表中の番号は、第 3.2-10 図中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

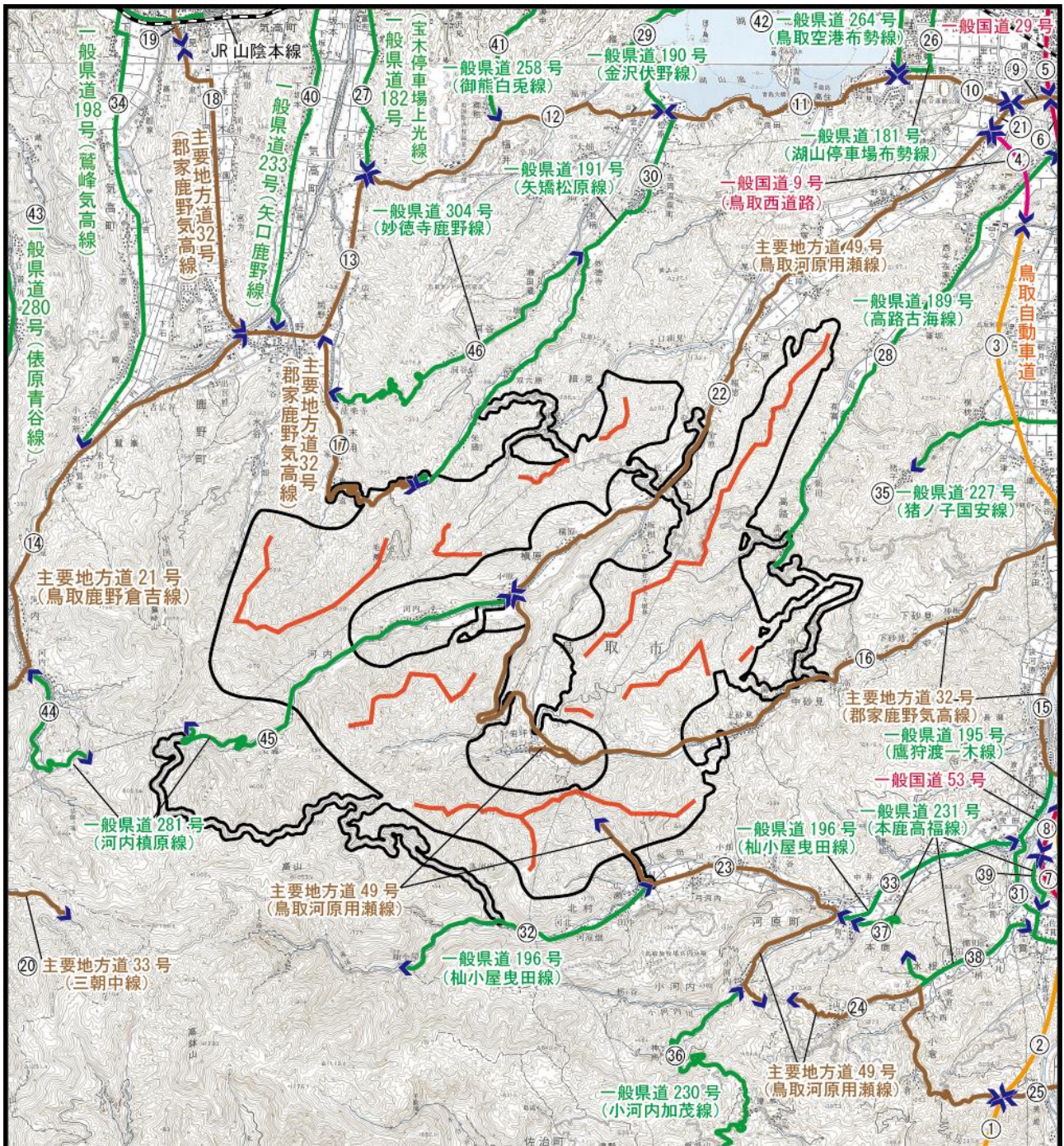
24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字は平成 17 年度交通量と平成 17 年度及び平成 22 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

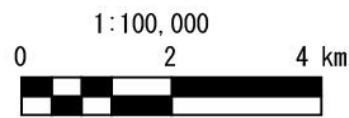
5. ※は出典に記載がない(行き止まりなどの理由)ことを示す。

〔「平成 27 年度 道路交通センサス」(国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  高速道路
-  一般国道
-  一般県道
-  主要地方道
-  鉄道
-  調査区間起点・終点



注：図中の番号は、第 3.2-11 表中の番号に対応する。

「平成 27 年度 道路交通センサス」(国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成

第 3.2-10 図 主要交通網

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、第3.2-12表及び第3.2-11図のとおりである。

また、住居の配置の概況は第3.2-11図のとおりである。

風力発電機の設置予定範囲から最寄りの距離は、学校が明治小学校の約0.7km、医療機関が北村診療所の約0.9km、福祉施設がとうごう保育園の約1.6kmとなっている。

第3.2-12表(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	施設名	所在地
幼稚園・保育園 一体型施設	河原あゆっこ園	鳥取市河原町長瀬 48-1
	幼児センターこじか園	鳥取市鹿野町鹿野 583-3
小学校	世紀小学校	鳥取市徳尾 407
	東郷小学校	鳥取市篠坂 6-1
	明治小学校	鳥取市松上 159
	鹿野小学校	鳥取市鹿野町鹿野 2888
	湖南学園小学校	鳥取市六反田 1-5
	瑞穂小学校	鳥取市気高町下坂本 48
	浜村小学校	鳥取市気高町八幡 382-3
	逢坂小学校	鳥取市気高町山宮 369-2
	神戸小学校	鳥取県鳥取市中砂見 936
	河原第一小学校	鳥取市河原町渡一木 179-1
	散岐小学校	鳥取市河原町佐貫 761-5
中学校	西山中学校	鳥取市倭文 65
	鹿野中学校	鳥取市鹿野町鹿野 896
	湖南学園中学校	鳥取市六反田 1-5
	河原中学校	鳥取市河原町曳田 298
高等学校	鳥取緑風高等学校	鳥取市湖山町南 3-848

〔「県内学校一覧」、「子育てに便利な情報一覧」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

第3.2-12表(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

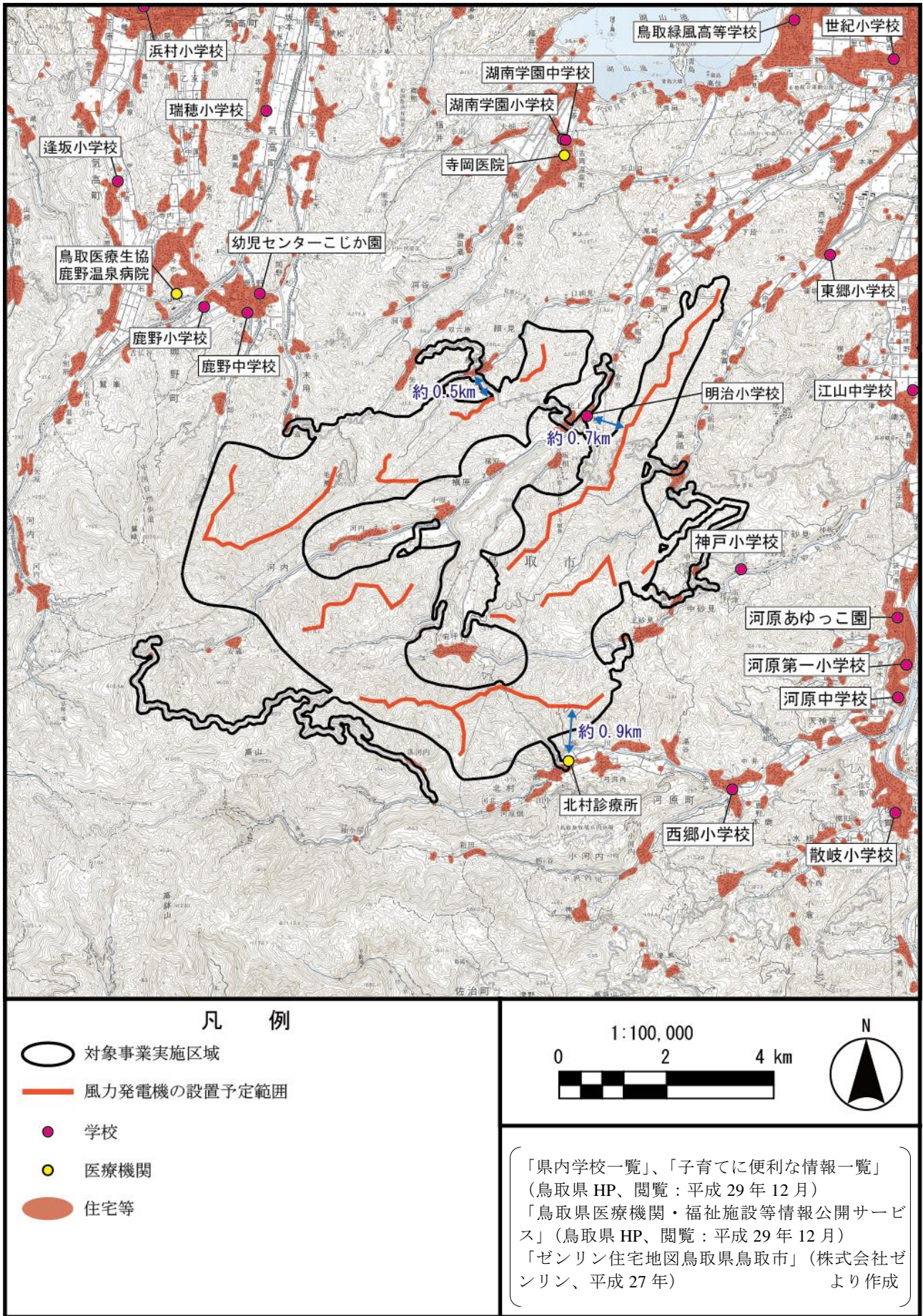
区分	施設名	所在地
病院	鳥取医療生協鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市 242
診療所（有床）	寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町 135-3
	北村診療所	鳥取市河原町北村 42-4

〔「鳥取県医療機関・福祉施設等情報公表サービス」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

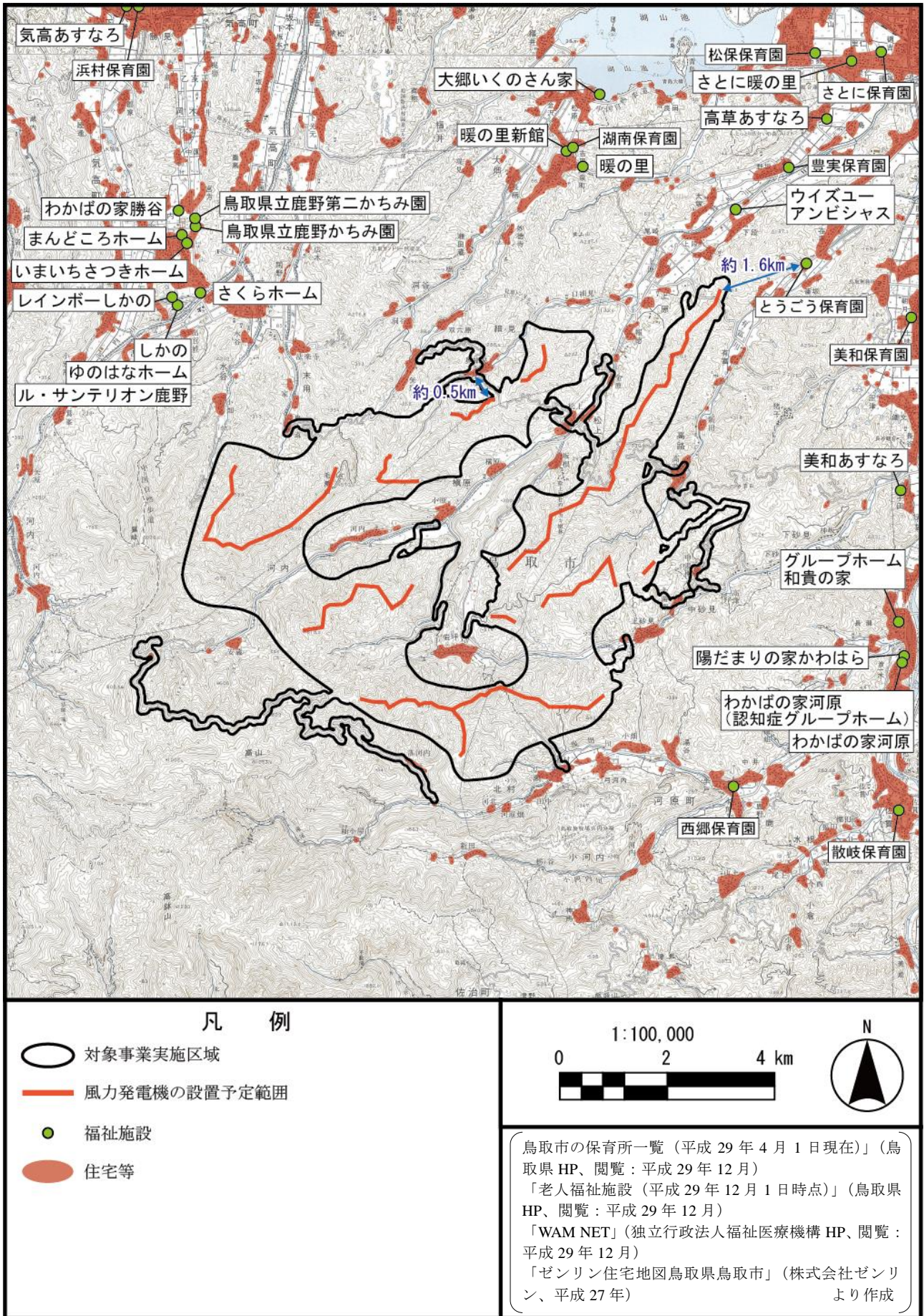
第 3.2-12 表 (3) 環境保全上配慮すべき施設 (福祉施設)

区 分		施設名	所在地
児童関係	保育所	美和保育園	鳥取市上味野 545
		湖南保育園	鳥取市松原 419-2
		豊実保育園	鳥取市野坂 927
		西郷保育園	鳥取市河原町牛戸 13-1
		散岐保育園	鳥取市河原町佐貫 755-6
		浜村保育園	鳥取市気高町八幡 388-1
		松保保育園	鳥取市布勢 91-1
		さとに保育園	鳥取市里仁 27
		とうごう保育園	鳥取市西今在家 205-1
高齢者関係	特別養護老人ホーム	美和あすなる	鳥取市赤子田 451
		気高あすなる	鳥取市気高町八幡 268
		高草あすなる	鳥取市大梅 330
	介護老人保健施設	ル・サンテリオン鹿野	鳥取市鹿野町今市 80
		レインボーしかの	鳥取県鳥取市鹿野町今市 242
	軽費老人ホーム	暖の里	鳥取市吉岡温泉町 52-1
		暖の里新館	鳥取市吉岡温泉町 895-1
	認知症グループホーム	しかの	鳥取市鹿野町今市 80
		わかばの家河原	鳥取市河原町渡一木 156-1
	小規模多機能型 居宅介護施設	陽だまりの家かわはら	鳥取市河原町渡一木 230-1
		わかばの家勝谷	鳥取市鹿野町寺内 131
		わかばの家河原	鳥取市河原町渡一木 156-1
		さとに暖の里	鳥取市里仁 53-1
		大郷いくのさん家	鳥取市松原 112-1
障がい者関係	短期入所	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市鹿野町寺内 102
		鳥取県立鹿野第二かちみ園	
	グループホーム	まんどころホーム	鳥取県鳥取市鹿野町今市 1358
		いまいちさつきホーム	鳥取市鹿野町今市 1550
		さくらホーム	鳥取市鹿野町今市 337
		ゆのはなホーム	鳥取市鹿野町今市 1674
		ウイズユー アンビシャス	鳥取県鳥取市下段 81-3、82-2
		グループホーム和貴の家	鳥取市河原町長瀬 51-1

「鳥取市の保育所一覧 (平成 29 年 4 月 1 日現在)」 (鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)
 「老人福祉施設 (平成 29 年 12 月 1 日時点)」 (鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)
 「WAM NET」 (独立行政法人福祉医療機構 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成



第 3.2-11 図(1) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況 (学校・医療機関)



第 3.2-11 図(2) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況（福祉施設）

3.2.6 下水道の整備の状況

鳥取市及び鳥取県における下水道及び汚水処理人口普及状況は第 3.2-13 表のとおりである。

平成 28 年度末の鳥取市における汚水処理人口普及率は 96.9%、下水道普及率は 77.9% となっている。

第 3.2-13 表 下水道処理人口普及状況（平成 28 年度末）

区分	行政人口 (人)	汚水処理人口 (人)							下水道 処理人口 普及率 (%)	汚水処 理人口 普及率 (%)
		公共 下水道	農業集落 排水	漁業集落 排水	林業集落 排水	コミュニ ティ プラント	合併処理 浄化槽	合計		
鳥取市	190,139	148,109	30,790	233	74	414	4,595	184,215	77.9	96.9
鳥取県	572,081	398,294	98,588	827	190	414	34,185	532,498	69.6	93.1

〔「生活排水処理施設整備状況」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

鳥取市及び鳥取県における一般廃棄物の処理状況は第 3.2-14 表のとおりである。

平成 27 年度におけるごみ総排出量は鳥取市で 71,552t となっている。

第 3.2-14 表 一般廃棄物処理施設の整備状況（平成 27 年度）

区分		鳥取市	鳥取県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	63,955	190,724
	直接搬入量(t)	4,719	16,377
	集団回収量(t)	2,878	6,205
	合計(t)	71,552	213,306
ごみ処理量	直接焼却量(t)	51,562	152,024
	直接最終処分量(t)	466	466
	焼却以外の中間処理量(t)	8,382	30,046
	直接資源化量(t)	8,264	24,316
	合計(t)	68,674	206,852
中間処理後再生利用量(t)		6,789	26,722
リサイクル率(%)		25.1	26.9
最終処分量(t)		7,547	16,158

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100
〔「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

鳥取県における平成 27 年度の産業廃棄物の処理状況は、第 3.2-15 表のとおりである。

また、対象事業実施区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2-16 表、立地状況は第 3.2-12 図のとおりであり、中間処理施設 111 か所、最終処分場 10 か所となっている。

第 3.2-15 表 産業廃棄物の処理状況（平成 27 年度）

（単位：t）

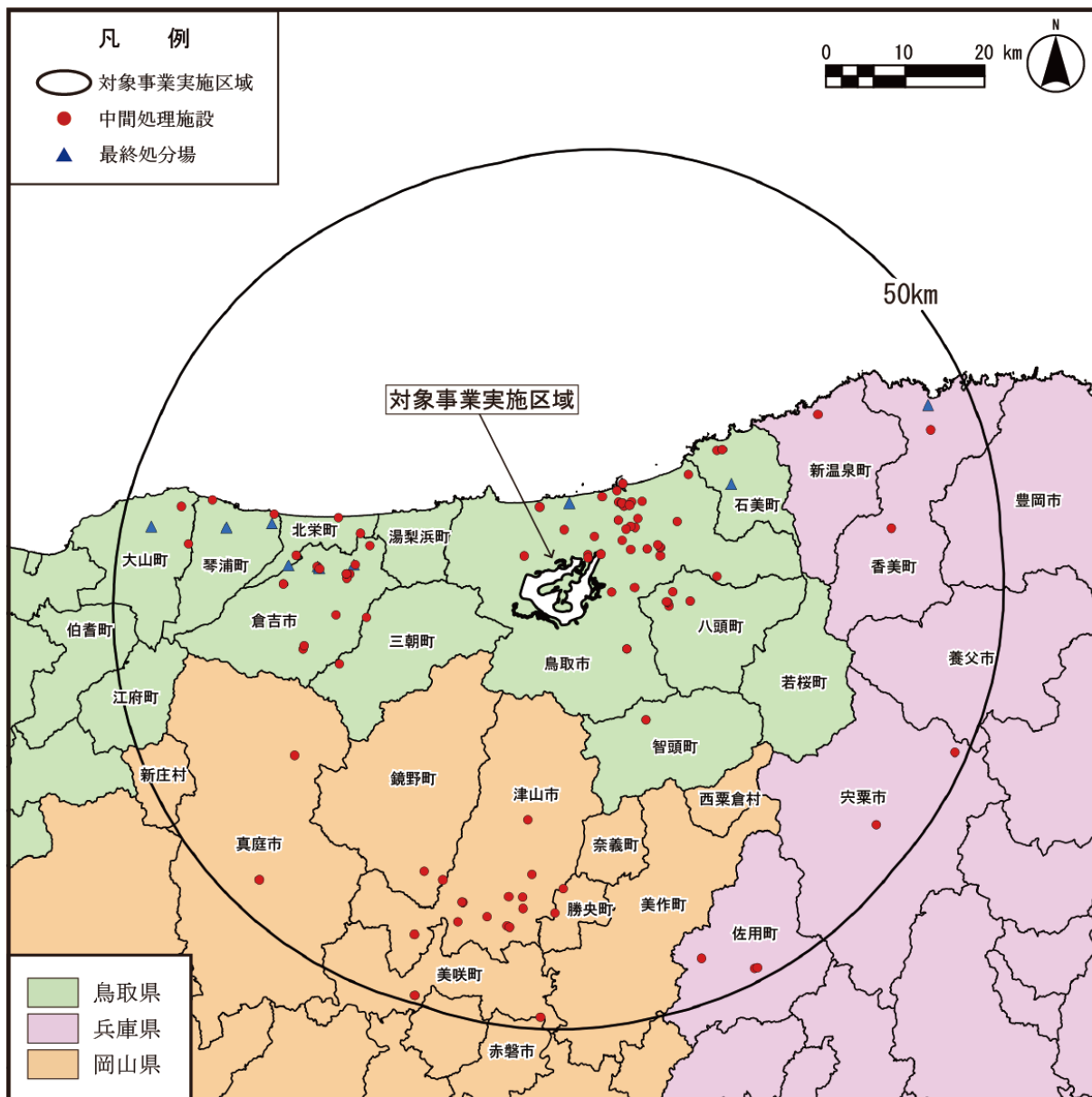
県	発生量	排出量	減量化量	資源化量			その他量	最終処分量
				合計	有償物量	再生利用量		
鳥取県	524,920	514,566	101,813	400,693	10,353	390,340	52	22,361

〔「平成 28 年度鳥取県産業廃棄物実態調査報告書（平成 27 年度実績）」（鳥取県、平成 29 年）より作成〕

第 3.2-16 表 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場
鳥取県	鳥取市	45	1
	倉吉市	16	3
	八頭町	6	0
	岩美町	3	1
	琴浦町	2	2
	北栄町	3	1
	大山町	2	1
	智頭町	2	0
	三朝町	2	0
兵庫県	宍粟市	2	0
	佐用町	3	0
	香美町	2	1
	新温泉町	1	0
岡山県	津山市	13	0
	赤磐市	1	0
	真庭市	2	0
	鏡野町	2	0
	勝央町	2	0
	美咲町	2	0
合計		111	10

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、
閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕



第 3.2-12 図 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：平成26年5月30日)に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2-17表(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については第3.2-17表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第3.2-17表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」

(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日)

「二酸化窒素に係る環境基準について」

(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

より作成

第 3.2-17 表(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」
 （平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 13 年 4 月 20 日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

鳥取市では第 3.2-18 表のとおり地域の類型のあてはめが行われている。対象事業実施区域の周囲には第 3.2-13 図のとおり、類型があてはめられた地域が存在する。

第 3.2-18 表(1) 騒音に係る環境基準【一般地域】

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：特に静穏を要する地域とされるが、鳥取市内には該当地域はない。

類型 A：都市計画法の用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

類型 B：都市計画法の用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

類型 C：都市計画法の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音に係る環境基準について」
 （平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）
 「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について」
 （平成 24 年鳥取市告示第 132 号）より作成

第 3.2-18 表(2) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域】

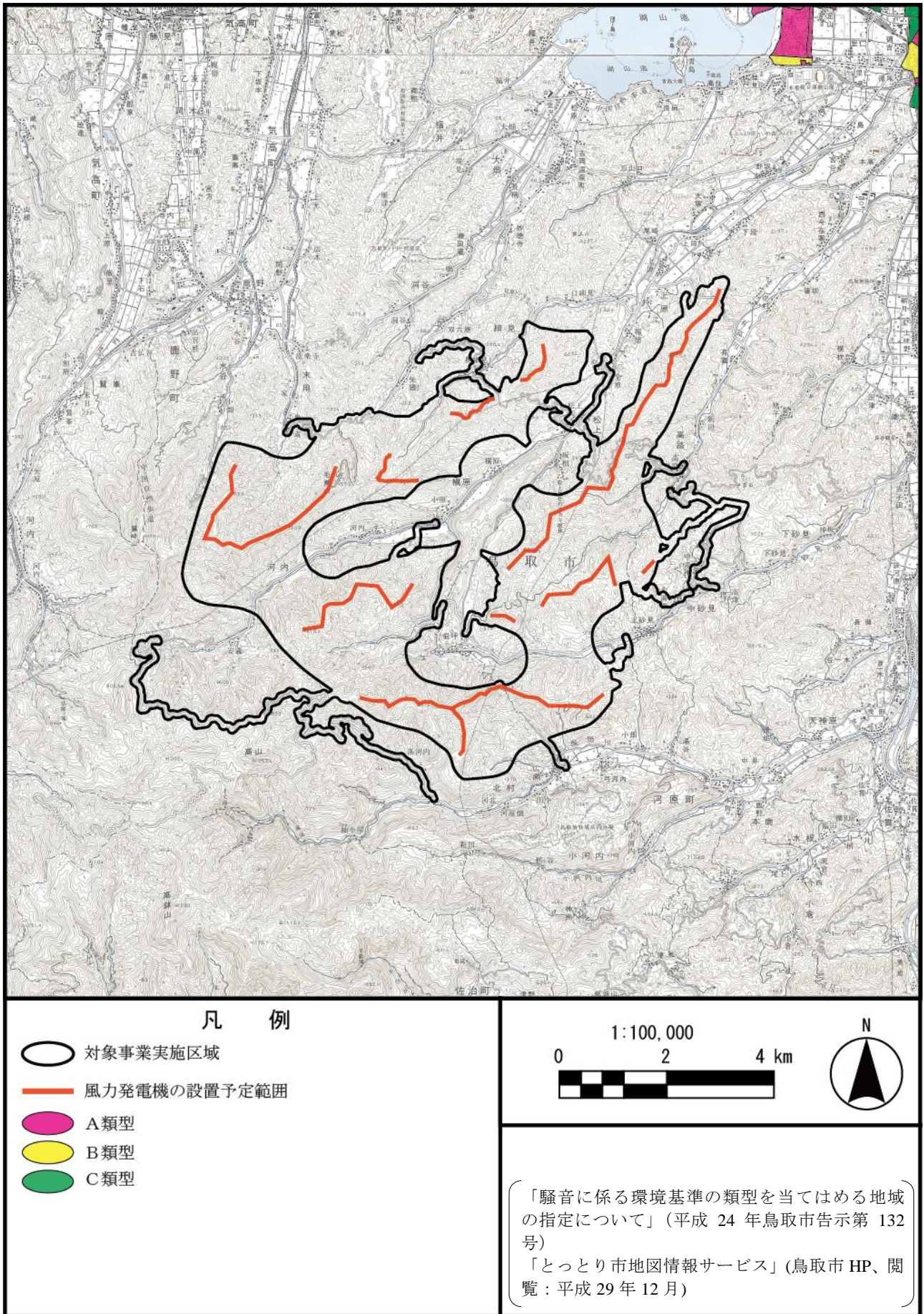
地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-18 表(3) 騒音に係る環境基準
【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成



第 3.2-13 図 騒音の地域類型のあてはめ状況

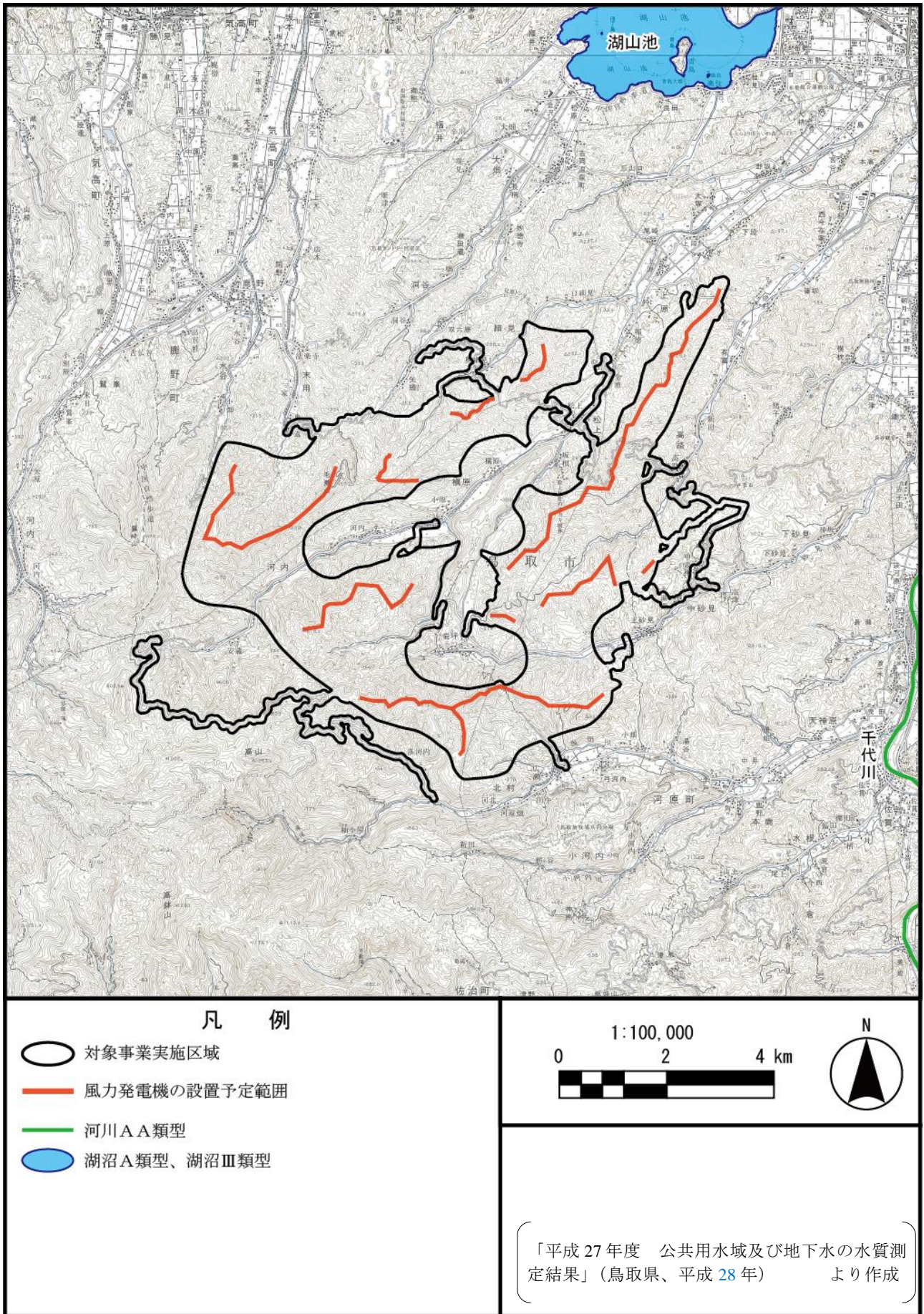
③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：平成26年5月30日)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第3.2-19表のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第3.2-20表～第3.2-22表のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲における類域指定は、第3.2-14図のとおりであり、千代川上流が河川AA類型、湖山池が湖沼A及び湖沼III類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2-23表のとおりすべての地下水について定められている。



第 3.2-14 図 水域の環境基準類型指定の状況

第 3.2-19 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 	

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日)
より作成

第 3.2-20 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-20 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-21 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p>						

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-21 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1・2・3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道 3 級 (特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
<p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。</p>			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-21 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-21 表(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-22 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考
 1. 基準値は、日間平均値とする。
 2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-22 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-22 表(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-22 表(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3. 2-23 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名 : 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 	

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日)より作成〕

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：平成26年5月30日)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第3.2-24表のとおりである。

第 3.2-24 表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、第 3.2-25 表のとおり定められている。

第 3.2-25 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

（「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）より作成）

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号、最終改正：平成 29 年 1 月 6 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、鳥取県では県内全域で 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 28 年 4 月 1 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

a. 騒音規制法に基づく規制

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの値は第 3.2-26 表～第 3.2-28 表のとおりである。

鳥取市では用途地域に応じた区域の指定を行っており、対象事業実施区域及びその周囲における指定区域は第 3.2-26 表～第 3.2-28 表及び第 3.2-15 図のとおりである。対象事業実施区域の周囲に指定区域がある。

第 3.2-26 表 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル
備考 1 規制値は工場等の敷地境界線上での大きさ。 2 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次のとおりである。 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域 第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域 第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 第 4 種区域：工業地域				

「騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制及び規制地域の指定について」
(鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成

第 3.2-27 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		
備考					

1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。
 2. 地域の区分は以下のとおりである。
 1号区域：第3.2-26表の第1種区域、第2種区域又は第3種区域、及び第4種区域にある学校、
 保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周辺約80メートル以内の区域
 2号区域：第3.2-26表の第4種区域のうち、1号区域以外

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、
 最終改正：平成27年4月20日）
 「騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制及び規制地域の指定について」
 （鳥取市HP、閲覧：平成29年12月）

より作成

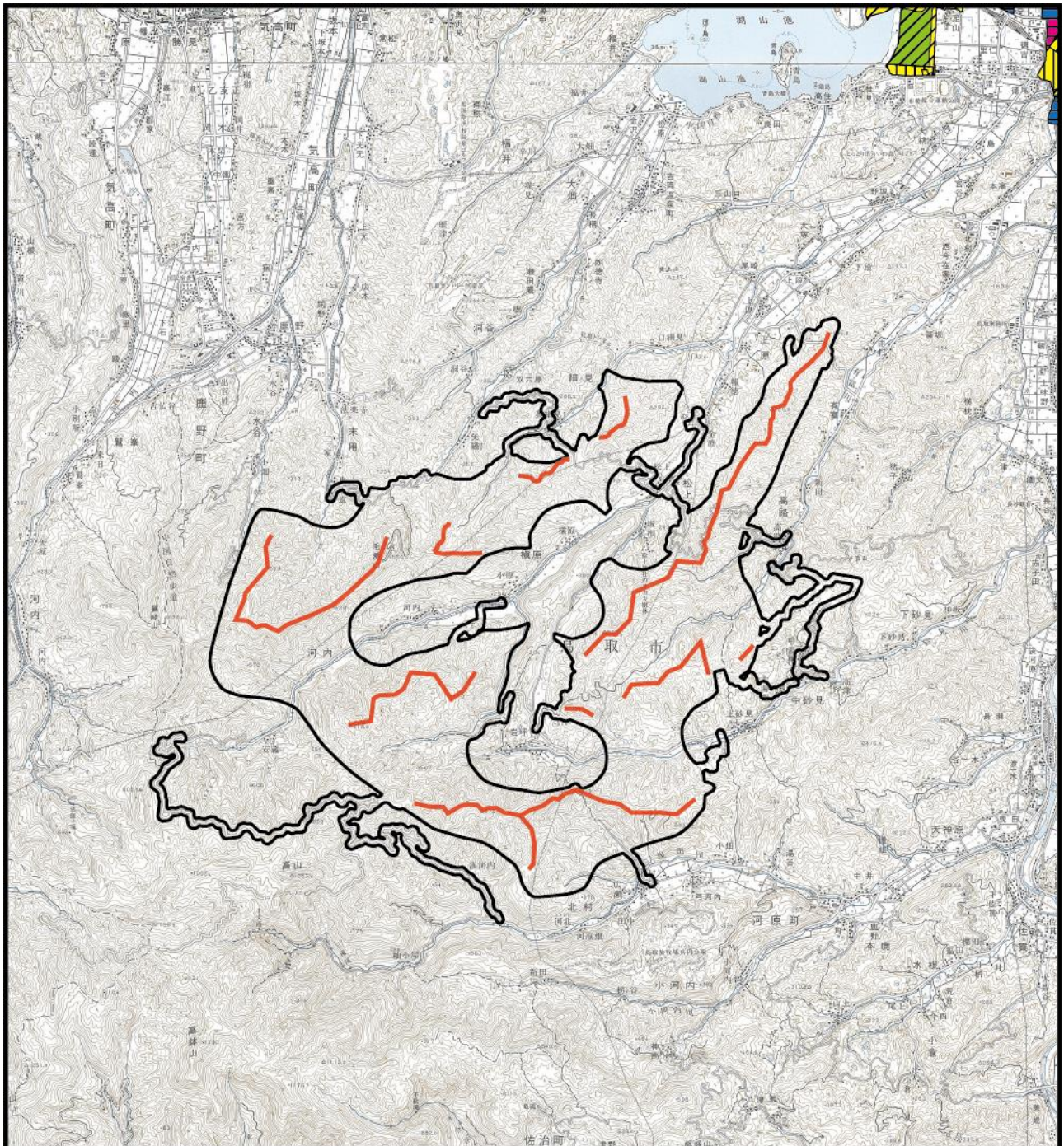
第 3.2-28 表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		(6:00~22:00)	(22:00~6:00)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
備考			

1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。
 2. a区域：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
 b区域：第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日）
 鳥取市へのヒアリング（平成30年1月）

より作成



凡 例

○ 対象事業実施区域

— 風力発電機の設置予定範囲

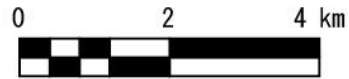
騒音について規制する区域

- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域

自動車騒音の限度に係る区域

- a 区域
- b 区域
- c 区域

1:100,000



「騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制及び規制地域の指定について」(鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)
 「とっとり市地図情報サービス」(鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)

より作成

第 3.2-15 図 騒音規制法に基づく規制区域

b. 鳥取県公害防止条例に基づく規制

鳥取県では、「鳥取県公害防止条例」（昭和 46 年鳥取県条例第 35 号）により、深夜の静穏を保持するため、全県下の工場・事業場すべての事業活動に伴う深夜（22:00～翌朝 6:00）の騒音について規制している。規制区域及び規制基準は第 3.2-29 表のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲における基準値は 45 デシベルとなっている。

第 3.2-29 表 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制区域及び規制基準

区域	時間	都市計画法に基づく用途地域
	午後 10 時～翌日午前 6 時	
第 1 種区域	45 デシベル	第 1 種低層住宅専用地域 第 2 種低層住宅専用地域
第 2 種区域		第 1 種中高層住宅専用地域 第 2 種中高層住宅専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
第 3 種区域	50 デシベル	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第 4 種区域	65 デシベル	工業地域
—	45 デシベル	工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋め立て地以外の地域

〔「騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制及び規制地域の指定について」（鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められており、それらの値は第 3.2-30 表～第 3.2-32 表のとおりである。

鳥取市では用途地域に応じた区域の指定を行っており、対象事業実施区域及びその周囲における指定区域は第 3.2-30 表～第 3.2-32 表及び第 3.2-16 図のとおりである。

対象事業実施区域の周囲に指定区域がある。

第 3.2-30 表 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考
 1 規制値は工場等の敷地境界線上での大きさである。
 2 区域の区分は、それぞれ次のとおりである。
 第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
 第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
 「騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制及び規制地域の指定について」（鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成

第 3.2-31 表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から 翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2 号区域		午後 10 時から 翌日の午前 6 時の 時間内でないこと	14 時間を 超えないこと		

備考
 1. 1 号区域；
 1) 第 3.2-30 表の第 1 種区域
 2) 第 3.2-30 表の第 2 種区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周辺約 80 メートル以内の区域
 2. 2 号区域；工業地域のうち 1 号区域以外

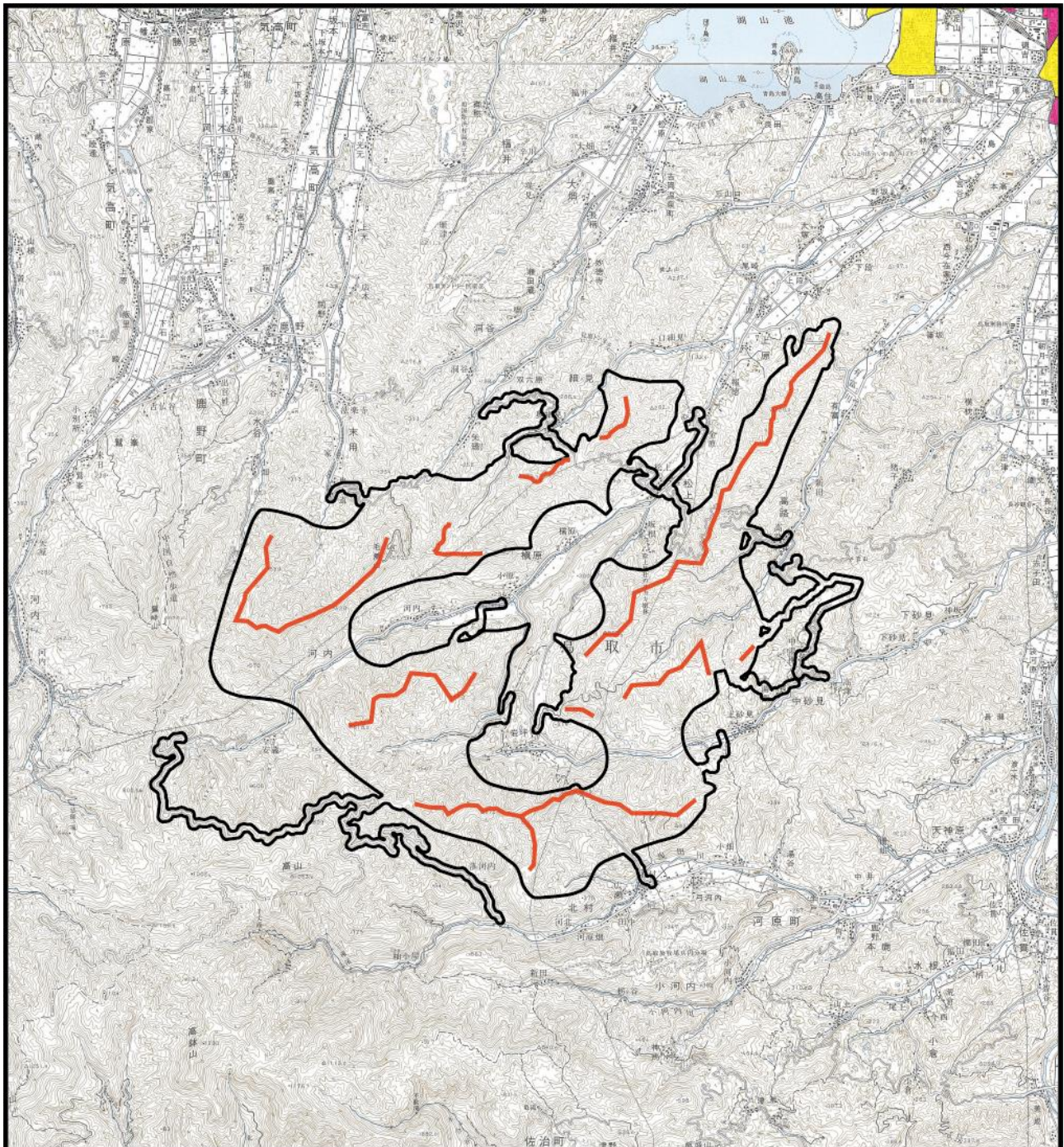
「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
 「騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制及び規制地域の指定について」（鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成

第 3.2-32 表 道路交通振動の要請限度





区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

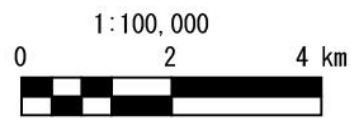
備考：区域の区分は以下のとおりである。
 第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
 第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
 鳥取市へのヒアリング（平成 30 年 1 月）より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  第1種区域
-  第2種区域



「騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく
規制及び規制地域の指定について」(鳥取市 HP、
閲覧：平成 29 年 12 月)
「とっとり市地図情報サービス」(鳥取市 HP、
閲覧：平成 29 年 12 月)

より作成

第 3.2-16 図 振動規制法に基づく規制区域

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号、最終改正：平成29年6月2日)に基づき全国一律の排水基準(有害物質28物質、生活環境15項目)が定められている(第3.2-33表)。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

第3.2-33表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海域 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、最終改正：平成28年11月15日)より作成〕

第 3. 2-33 表 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (その他の項目)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業 (硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行 (昭和 49 年 12 月 1 日) の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。) として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。</p>

〔「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 11 月 15 日) より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（政令市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

鳥取市では、「特定悪臭物質の濃度」及び「臭気指数」による地域の規制が行われており、対象事業実施区域及びその周囲は「特定悪臭物質の濃度」による地域規制となっている。その基準は第 3.2-34 表のとおりである。

第 3.2-34 表(1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線上）

(単位：ppm)

地域の区分 特定悪臭物質	A 地域	B 地域	C 地域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.09	0.009
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.003
イソブタノール	0.9	0.9	0.9
酢酸エチル	3	3	3
メチルイソブチルケトン	1	1	1
トルエン	10	10	10
スチレン	0.4	0.4	0.4
キシレン	1	1	1
プロピオン酸	0.03	0.03	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.001	0.001

注：A 地域、B 区域、C 区域はそれぞれ鳥取市が定める区域

「騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制及び規制地域の指定について」（鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成

第 3.2-34 表(2) 悪臭に係る規制基準（排出口）

ア) 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出して得た流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q：流量(単位 温度摂氏零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He：次のイに規定する方法により補正された排出口の高さ(単位：メートル)

Cm：第 3.2-34 表(1)により特定悪臭物質の規制基準として定められた値(単位：百万分率)

次のイに規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、法第 4 条第 1 項第 2 号の規制基準は、適用しないものとする。

イ) 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795\sqrt{(Q \times V)}/1+(2.58/V))$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T-288) \times (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J=(1/\sqrt{(Q \times V)})(1460-296 \times (V/T-288))+1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He：補正された排出口の高さ(単位：メートル)

Ho：排出口の実際の高さ(単位：メートル)

Q：温度摂氏 15 度における排出ガスの流量(単位：立方メートル毎秒)

V：排出ガスの排出速度(単位：メートル毎秒)

T：排出ガスの温度(単位：絶対温度)

〔「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日)より作成〕

第 3.2-34 表(3) 悪臭に係る規制基準（排水水）

(単位：mg/L)

特定悪臭物質	排水水の量	規制地域の区分		
		A 地域	B 地域	C 地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03	0.09	0.3

注：上表の値は第 3.2-34 表(4)の算出式に基づき算出したものである。

〔「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日)
 「騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制及び規制地域の指定について」
 (鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)より作成〕

第 3.2-34 表(4) 悪臭に係る規制基準（排水）の算出式

事業場から排出される排水に含まれる特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により排水中の濃度を算出する方法とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C_{Lm} ：排水水中濃度（mg/L）

k ：「悪臭防止法施行規則」別表第二の第四欄に掲げる値（mg/L）

C_m ：敷地境界線上における規制基準値（ppm）（第 3.2-34 表(1)）

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染状態が指定基準に適合しないことが確認された場合は、都道府県知事により要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定されるが、その基準は第 3.2-35 表のとおりである。「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）によると、平成 29 年 12 月 31 日現在、鳥取市には、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定があるが、対象事業実施区域及びその周囲にはない。

また、「平成 28 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、平成 29 年）によると、平成 28 年度末現在、鳥取市には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3. 2-35 表 (1) 区域の指定に係る基準 (土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔土壌汚染対策法施行規則〕(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日)より作成]

第 3. 2-35 表 (2) 区域の指定に係る基準 (土壌含有量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔土壌汚染対策法施行規則〕(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日)より作成]

⑦ 地盤沈下

鳥取県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づく地下水採取の規制地域の指定はない。

また、「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」（平成 24 年鳥取県条例第 91 号）により、動力を用いて地下水を採取する井戸を設置するものに対し、届け出や影響調査等を義務付けている。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：平成 29 年 6 月 16 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 28 年 5 月 27 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：平成 27 年 9 月 9 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告をすることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、鳥取県では、「鳥取県地球温暖化対策条例」（平成 21 年鳥取県条例第 36 号）に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画書の作成、提出を義務付けている。

(3) その他の環境保全計画等

① 鳥取県環境基本計画

鳥取県では、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 8 年鳥取県条例第 19 号）に基づき、平成 24 年 3 月に「第 2 次鳥取県環境基本計画」を策定している。本計画では、目標年度を平成 32 年度末、基本的方向を『NPO や地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む』として、6 つの目標を定めている。また、平成 28 年には、平成 27～30 年度の実行計画である「第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、「第 2 次鳥取県環境基本計画」を具体的に推進する施策や数値目標を掲げて取り組んでいる。「第 2 次鳥取県環境基本計画」の目標及び「第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン」の施策体系は第 3.2-36 表のとおりである。

第 3.2-36 表 計画の目標と施策体系

環境基本計画の目標	第 2 期とっとり環境イニシアティブプランの施策体系
1. エネルギーシフトの率先的な取組み	1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速 1-2 地域エネルギー社会の構築 1-3 エネルギー資源多様化の促進 1-4 新たなエネルギー環境の整備
2. NPO や地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開	2-1 環境教育・学習の推進 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進 2-3 社会システムの転換
3. 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現	3-1 4R 社会の実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立 3-3 リサイクル産業の振興 3-4 低炭素社会との調和
4. 安全で安心してくらす生活環境の実現	4-1 人と自然とのふれあいの確保 4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全 4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進 4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保	5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理 5-2 環境汚染化学物質の適正管理 5-3 環境影響評価の推進 5-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進
6. 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進	6-1 美しい景観の保全と創造 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

〔「第 2 次鳥取県環境基本計画」（鳥取県、平成 24 年）
「第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン」（鳥取県、平成 28 年）より作成〕

② 第2期鳥取市環境基本計画

鳥取市では、平成5年に「環境宣言」、平成10年に「アジェンダ21鳥取市」、平成19年に「鳥取市環境基本計画」策定し、環境問題に市民・事業者・市が連携して取り組んできている。その後、環境を取り巻く大きな社会情勢の変化や上位計画である鳥取市総合計画の改定等に伴い、今まで以上の環境問題に対する取り組みが必要と考え、平成24年11月に「第2期鳥取市環境基本計画」を策定している。本計画は平成23年度から平成32年度までの10年間の環境施策の指針として、「みんなでつくろう 快適でみどりあふれる とっとりライフ」を目指す環境像に掲げ、総合的に環境施策を実行していくこととしており、その構成は第3.2-37表のとおりである。

第3.2-37表 第2期鳥取市環境基本計画の目標の構成

目指す環境像	基本方針	基本目標
みんな 快適で つくろ う みど りあ ふれ る と と り ラ イ フ	【地球環境】 地球環境を守るまちづくり	基本目標1：地球温暖化の防止 基本目標2：その他の地球環境保全
	【自然環境】 誇れる自然と共生するまちづくり	基本目標3：山林・農地の保全 基本目標4：生物多様性の確保 基本目標5：自然とのふれあいの確保
	【生活環境】 健康で安全・安心なまちづくり	基本目標6：資源循環の促進 基本目標7：大気汚染の防止 基本目標8：水質汚濁の防止 基本目標9：騒音・振動の防止 基本目標10：悪臭の防止 基本目標11：土壌・地盤の保全 基本目標12：化学物質の環境リスク対策
	【都市環境】 快適で住みよいまちづくり	基本目標13：緑地・公園の整備 基本目標14：景観・美観の保全 基本目標15：歴史・文化的環境の保全 基本目標16：環境に配慮したまちづくりの推進
	【参加と協働】 みんなでふるさとを引き継ぐまちづくり	基本目標17：環境学習・教育の充実 基本目標18：環境情報の効果的な提供 基本目標19：参加と協働の推進・活性化

〔「第2期鳥取市環境基本計画」（鳥取市、平成24年）より作成〕

③ 鳥取市地球温暖化実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 28 年 5 月 27 日）により、特例市においては地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定が義務付けられていることから、鳥取市では、平成 24 年 11 月に「鳥取市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定している。本実行計画は「第 2 期鳥取市環境基本計画」に内包されており、計画期間は第 2 期鳥取市環境基本計画に合わせ、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とし、目標に対する基準年を平成 22 年としている。本実行計画で設定された鳥取市における温室効果ガス削減目標は第 3.2-38 表、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みは第 3.2-39 表のとおりである。

第 3.2-38 表 鳥取市における温室効果ガス削減目標

温室効果ガスの種類	単位	平成 2 年 (参考値)	平成 22 年 (基準年)	平成 27 年 (短期目標)	平成 32 年 (中期目標)	平成 62 年 (長期目標)
CO ₂	千 t-CO ₂	1,372	1,432	—	—	—
CH ₄ ・N ₂ O・HFCs	千 t-CO ₂	—	74	—	—	—
合計	千 t-CO ₂	1,372	1,506	—	—	—
削減目標 (平成 22 年比)	%	—	0.0	15.0	25.0	80.0
目標削減量	千 t-CO ₂	—	—	226	376	1,205

〔「第 2 期鳥取市環境基本計画」（鳥取市、平成 24 年）より作成〕

第 3.2-39 表 温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組み

取り組みの柱	取り組みの内容
再生可能エネルギーなどの利用	○再生可能エネルギーの利用促進 ○環境ビジネスなどの創出
市民・事業者の活動促進	○市民・事業者の省エネルギー活動に対する意識啓発と実践 ○環境にやさしい移動手段（エコ・モビリティ）の推進
地域環境の整備及び改善	○新しい公共交通システムの整備及びサイクル・エコタウン鳥取の推進 ○緑地の保全や市街地の緑化による二酸化炭素の吸収源の確保 ○農地の保全と地産地消の推進
循環型社会の形成	○3R の実践による廃棄物の削減 ○適正な処理体制の整備・確保による温室効果ガスの排出量の削減

〔「第 2 期鳥取市環境基本計画」（鳥取市、平成 24 年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「鳥取県立自然公園条例」（昭和 38 年鳥取県条例第 2 号）に基づく自然公園の指定状況は、第 3.2-40 表及び第 3.2-17 図のとおりであり、「氷ノ山後山那岐山国定公園」、「西因幡県立自然公園」及び「三朝東郷湖県立自然公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

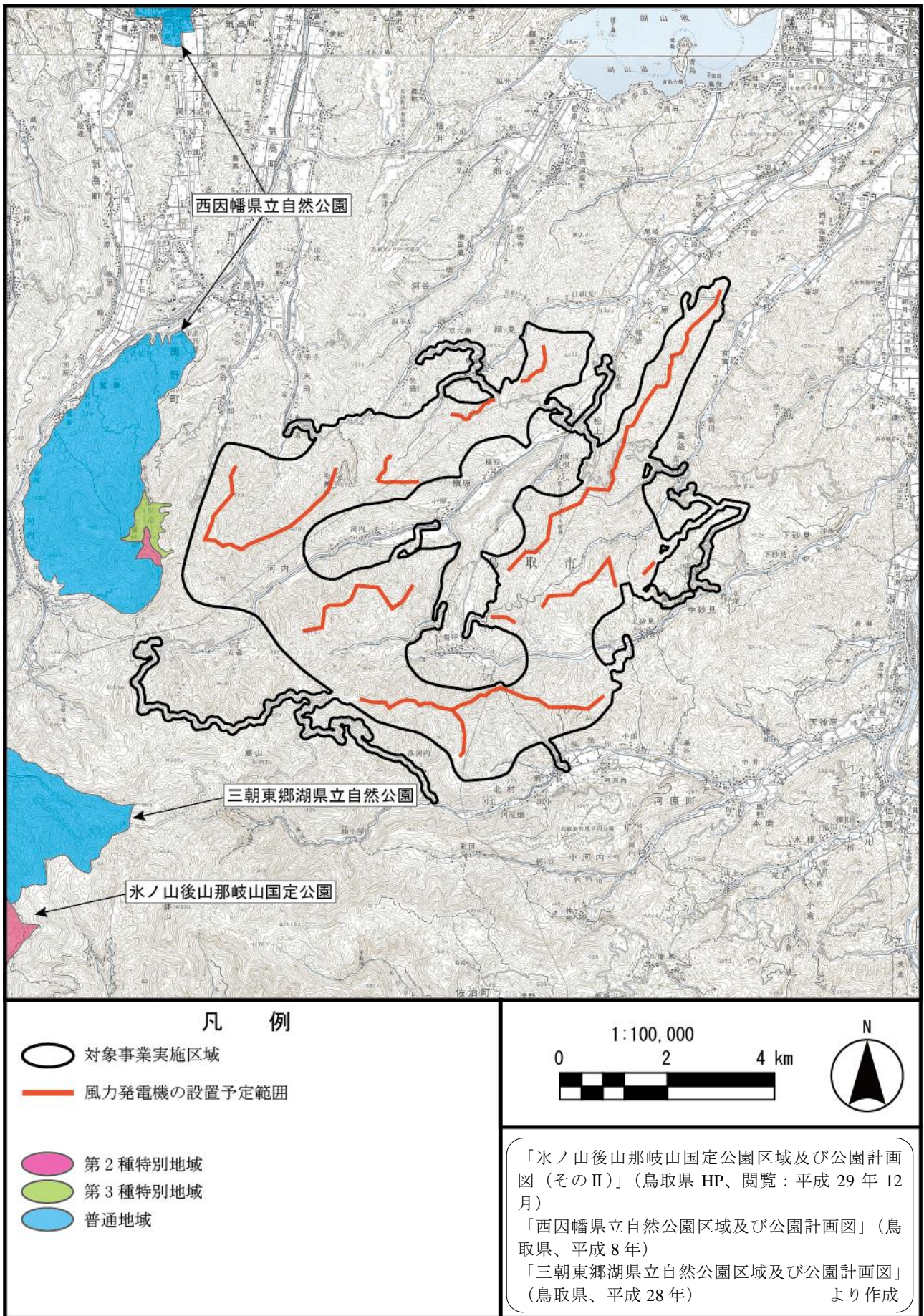
普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

第 3.2-40 表 自然公園の概要

名 称	公園面積 (ha)						指定年月日	該当する県・市町
	特別地域				普通地域	合計		
	特別保護地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種				
氷ノ山後山 那岐山 国定公園	593	2,486	8,223	35,773	1,728	48,803	昭和 44 年 4 月 10 日	鳥取県、兵庫県、岡山県
西因幡 県立自然公園	—	—	68	40	2,047	2,155	昭和 59 年 5 月 8 日	鳥取市
三朝東郷湖 県立自然公園	—	—	168	194	14,406	14,768	昭和 29 年 4 月 2 日	鳥取県倉吉市、三朝町、湯梨浜町

注：「—」は指定がないことを示す。

「自然保護各種データ一覧」（環境省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）
「西因幡県立自然公園計画概要」（鳥取県、平成 8 年）
「三朝東郷湖県立自然公園計画概要」（鳥取県、平成 28 年） より作成



第 3.2-17 図 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日) 及び「鳥取県自然環境保全条例」(昭和 49 年鳥取県条例第 41 号) に基づく自然環境保全地域は第 3.2-41 表、第 3.2-18 図のとおりであり、鳥取県自然環境保全地域である「気高殿」、「松上」及び「北村権現」が指定されている。

第 3.2-41 表 自然環境保全地域の指定状況

名称 (指定年月日)	面積	概要	所在地
気高殿 (平成 3 年 9 月 13 日)	0.1ha 8.6ha	タブノキを中心とする、胸高 100cm 以上の大径木照葉樹林をもつ布勢平神社の社叢を含むこの地域は、鳥取県の名水に選定されている「布勢の清水」が古くから湧出している。風水地一帯に、バイカモなどの水草が自生する。	鳥取市気高町殿
松上 (昭和 52 年 4 月 8 日)	5.2ha —	スダジイ群落や林齢の高い高木が立ち並び、原始的で極相的な林相を示す森林です。山腹の参道途中には、とつとりの名木 100 選の 1 つ「秀衡杉」がある。	鳥取市松上
北村権現 (昭和 63 年 12 月 20 日)	1.8ha 1.2ha	高山神社の社叢を中心に、落葉広葉樹のアサダ、イヌシデ、オオモミジ、シナノガキ、常緑広葉樹のヤブツバキ、ウラジオガシの高木が林立する、優れた天然林である。特に、県内でも比較的稀な植物であるアサダを優先種とする特異な群落が見られる。	鳥取市 河原町北村

注：1. 面積の上段は特別地区、下段は普通地区を示す。

2. 「—」は指定がないことを示す。

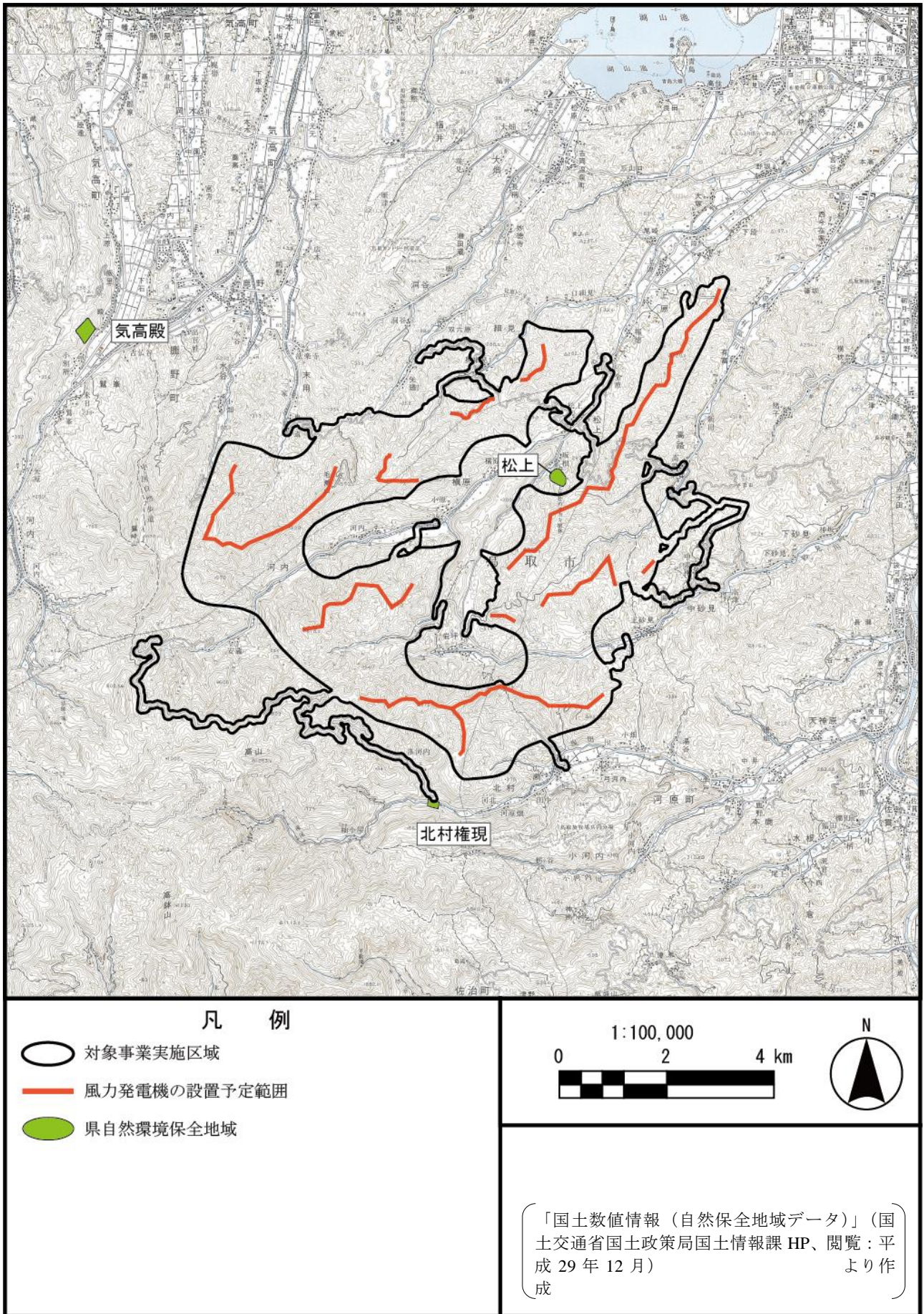
〔「県自然環境保全地域」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成〕

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号) の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日) の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。



第 3.2-18 図 自然環境保全地域の指定状況

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区は、第 3.2-42 表及び第 3.2-19 図のとおりであり、対象事業実施区域に鷲峰山鳥獣保護区の一部が含まれる。

第 3.2-42 表 鳥獣保護区の指定状況

名称	指定者	区分	面積 (ha)	期限
鷲峰山鳥獣保護区	鳥取県	森林鳥獣生息地	884	平成35年10月31日
湖山池鳥獣保護区	鳥取県	集団渡来地	1,160	平成32年10月31日
千代川流域鳥獣保護区	鳥取県	集団渡来地	641	平成38年10月31日
高鉢山鳥獣保護区	鳥取県	希少鳥獣生息地	303	平成35年10月31日
布勢桂見鳥獣保護区	鳥取県	身近な鳥獣生息地	235	平成34年10月31日

「平成 29 年度鳥取県鳥獣保護区等位置図」（鳥取県、平成 29 年）

「鳥取県生活環境部緑豊かな自然課へのヒアリング」（平成 29 年 7 月）より作成

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地の区域はない。

(2) 文化財

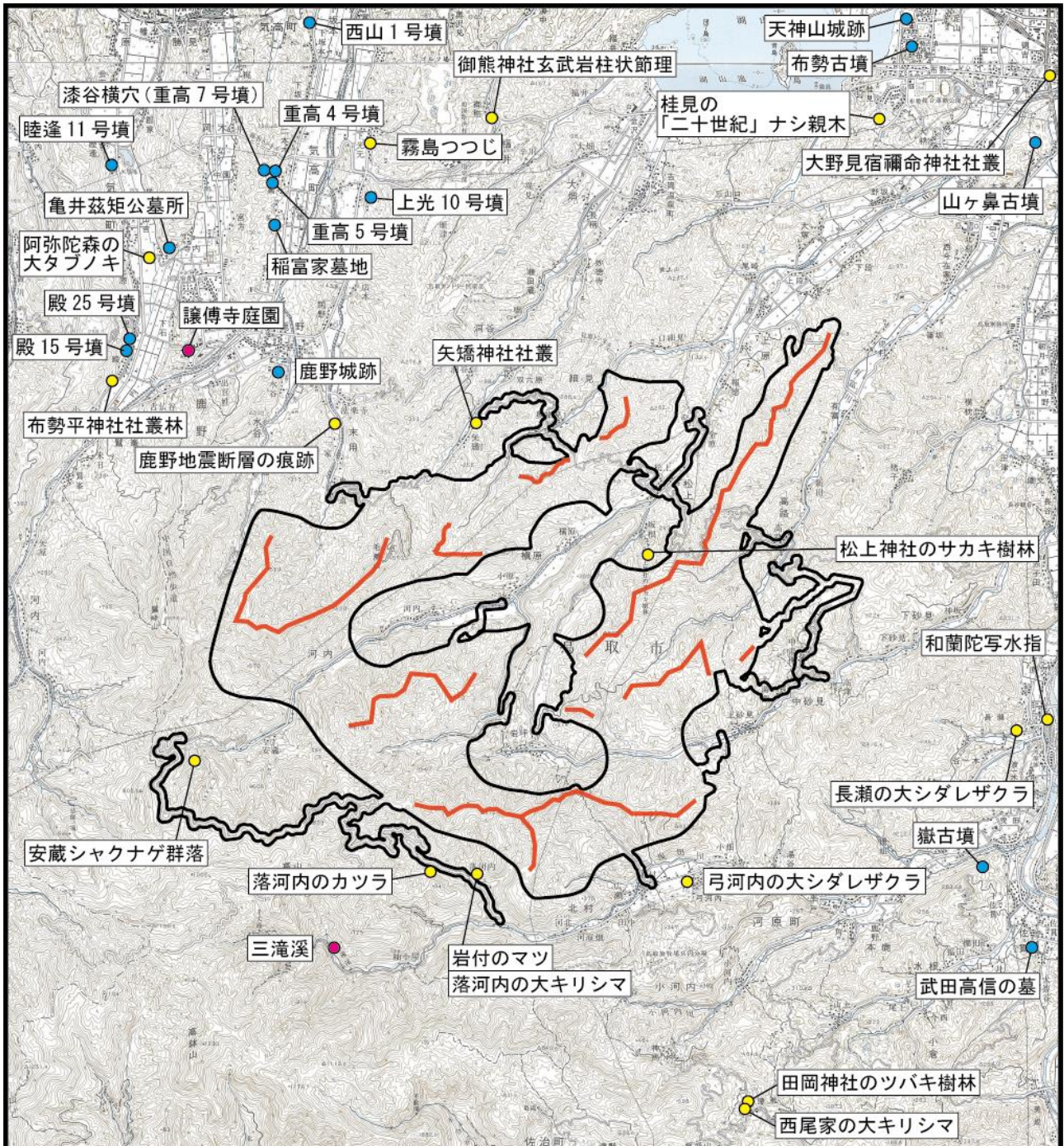
① 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日)等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は第 3.2-43 表及び第 3.2-20 図のとおりである。対象事業実施区域に天然記念物として、松上神社のサカキ樹林及び矢矯神社社叢が存在する。






第 3.2-43 表 対象事業実施区域及びその周囲における史跡・名勝・天然記念物

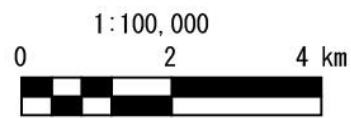
指定区分	種類	名称	所在地	
国	史跡	布勢古墳	鳥取市布勢 346-9	
	特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を定めず	
	天然記念物	イヌワシ	地域を定めず	
		オジロワシ		
		柴犬		
		ヒシクイ		
		マガン		
		ヤマネ		
		大野見宿禰命神社社叢		鳥取市徳尾
松上神社のサカキ樹林	鳥取市松上 326			
鳥取県	史跡	山ヶ鼻古墳	鳥取市古海字釜ヶ谷	
		天神山城跡	鳥取市湖山町南 3	
	名勝	三滝溪	鳥取市河原町北村 934-141	
	天然記念物	桂見の「二十世紀」ナン親木	鳥取市桂見 403-3	
		矢矯神社社叢	鳥取市矢矯 71	
		長瀬の大シダレザクラ	鳥取市河原町長瀬 306	
		落河内の大キリシマ	鳥取市河原町北村字倉房 588	
		弓河内の大シダレザクラ	鳥取市河原町弓河内 252	
		落河内のカツラ	鳥取市河原町北村字倉房 588	
		鹿野地震断層の痕跡	鳥取市鹿野町末用	
		田岡神社のツバキ樹林	鳥取市佐治町津無	
	鳥取市	史跡	嶽古墳	鳥取市河原町曳田
			武田高信の墓	鳥取市河原町佐貫
西山 1 号墳			鳥取市気高町下阪本	
上光 10 号墳			鳥取市気高町上光	
重高 4 号墳			鳥取市気高町重高	
重高 5 号墳			鳥取市気高町重高	
漆谷横穴 (重高 7 号墳)			鳥取市気高町重高	
殿 15 号墳			鳥取市気高町殿	
殿 25 号墳			鳥取市気高町殿	
睦逢 11 号墳			鳥取市気高町睦逢	
亀井茲矩公墓所			鳥取市気高町山宮	
稲富家墓地			鳥取市気高町宿	
鹿野城跡			鳥取市鹿野町鹿野	
譲傳寺庭園			鳥取市鹿野町今市	
天然記念物		御熊神社玄武岩柱状節理	鳥取市御熊	
		安藏シャクナゲ群落	鳥取市安藏地内	
		岩付のマツ	鳥取市河原町北村	
		西尾家の大キリシマ	鳥取市佐治町津無	
		霧島つつじ	鳥取市気高町下光元	
		布勢平神社社叢林	鳥取市気高町殿	
阿弥陀森の大タブノキ	鳥取市気高町山宮			

「とっとり Web マップ」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)
「鳥取市の指定文化財」(鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)
鳥取市へのヒアリング(平成 29 年 12 月) より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  史跡
-  名勝
-  天然記念物



「とっとり Web マップ」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)
 「鳥取市の指定文化財」(鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)
 鳥取市へのヒアリング(平成 29 年 12 月)
 より作成

第 3.2-20 図 史跡・名勝・天然記念物の状況

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、第 3.2-44 表及び第 3.2-21 図のとおりである*。

第 3.2-44 表 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地

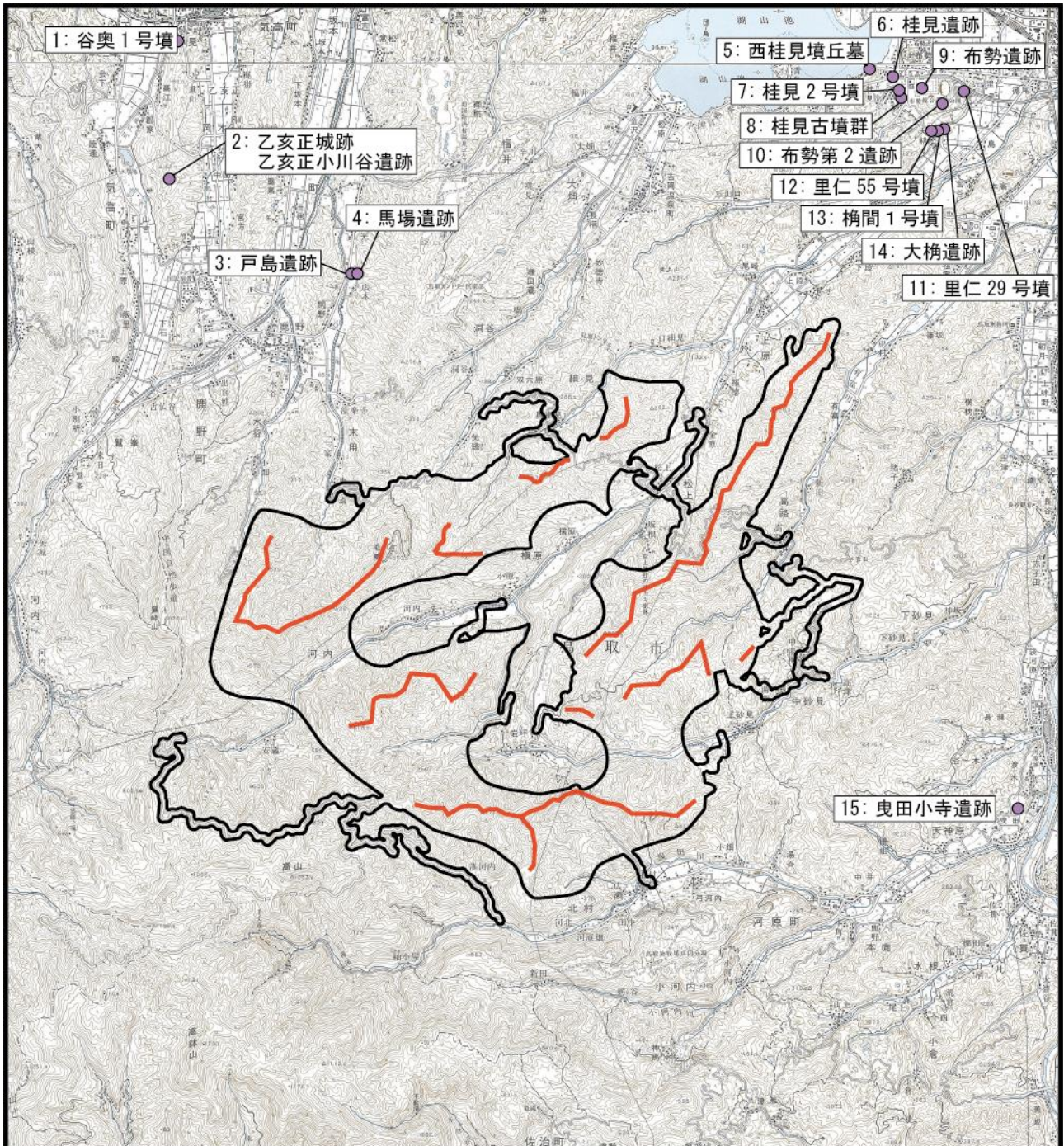
No.	遺跡名	種別	所在地	時代	出土遺構・遺物
1	谷奥 1 号墳	—	鳥取市気高町勝見	—	—
2	乙亥正城跡 乙亥正小川谷遺跡	城館、墳墓	鳥取市鹿野町乙亥正地内	中世、弥生時代後期～古墳時代か	土師器細片、銅銭
3	戸島遺跡	—	鳥取市気高町上光	—	—
4	馬場遺跡	—	鳥取市気高町上光	—	—
5	西桂見墳丘墓	—	鳥取市桂見字村土居	—	—
6	桂見遺跡	—	鳥取市桂見	—	—
7	桂見 2 号墳	—	鳥取市桂見	—	—
8	桂見古墳群	—	鳥取市桂見	—	—
9	布勢遺跡	—	鳥取市布勢	—	—
10	布勢第 2 遺跡	—	鳥取市布勢	—	—
11	里仁 29 号墳	—	鳥取市里仁	—	—
12	里仁 55 号墳	古墳	鳥取市里仁、大桝	古墳時代後期	須恵器、ガラス小玉
13	桝間 1 号墳	—	鳥取市大桝	—	—
14	大桝遺跡	—	鳥取市大桝	—	—
15	曳田小寺遺跡	古墳・集落跡	鳥取市河原町曳田	古墳時代、古代～中世	土師器・須恵器、青磁・白磁・土師器皿・中世陶器

注：1. 「—」は出典に記載がないことを示す。




2. ホームページ等で公開された情報のみを掲載している。

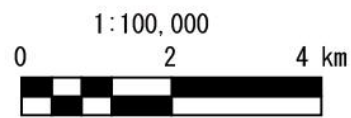
〔「遺跡紹介」(鳥取市埋蔵文化財センターHP、閲覧：平成 26 年 12 月)
「とっとり Web マップ」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)より作成〕

* 関係機関(鳥取県)への意見聴取によると、対象事業実施区域及びその周囲には、公開された情報以外にも埋蔵文化財が存在する可能性があることから、事業計画の検討段階において関係機関との協議を行う必要がある。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  周知の埋蔵文化財包蔵地



〔「遺跡紹介」(鳥取市埋蔵文化財センターHP、
 閲覧：平成29年12月)
 「とっとり Web マップ」(鳥取県 HP、閲覧：平
 成29年12月) 〕より作成

第 3.2-21 図 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

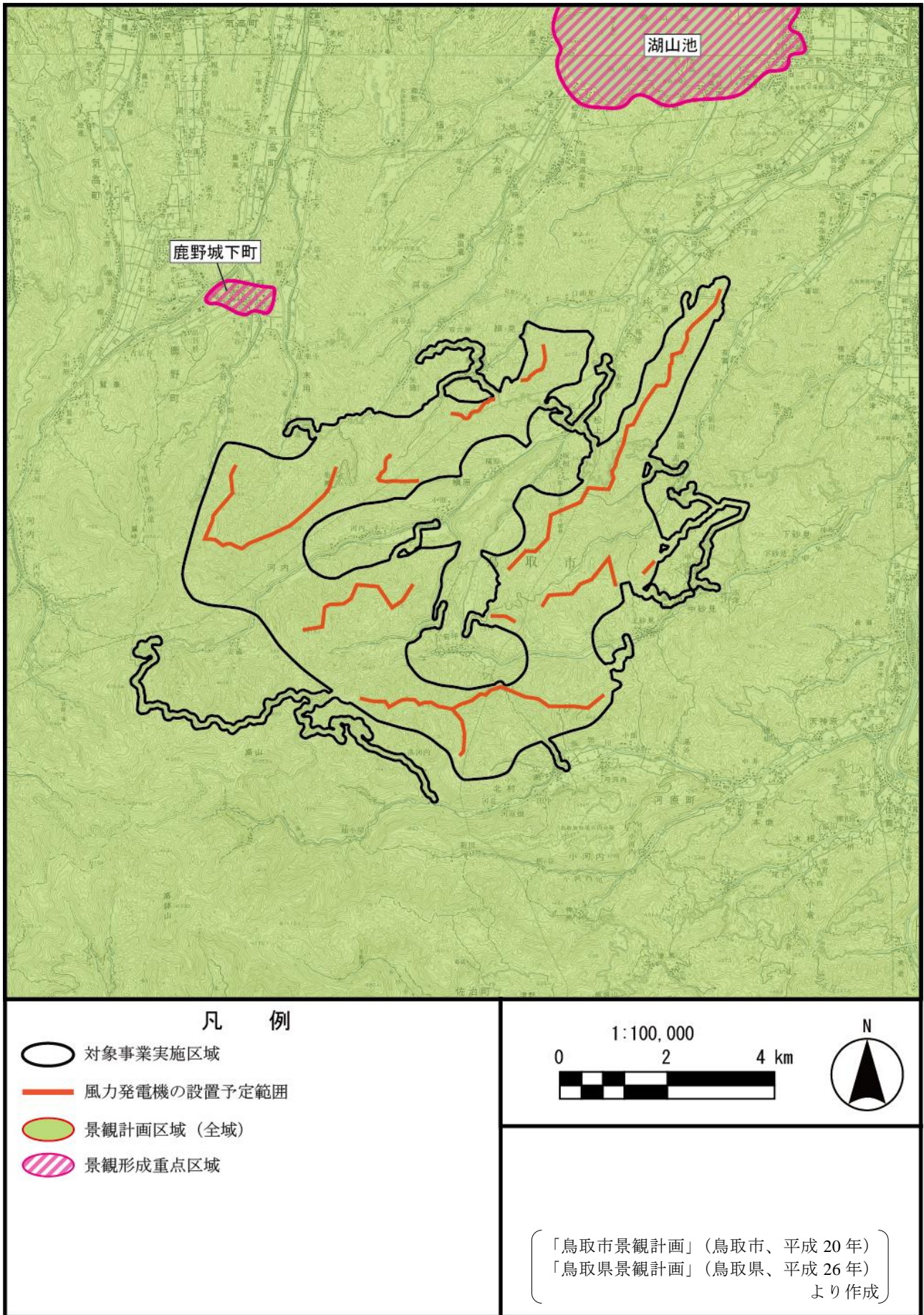
(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域について、鳥取市では、「鳥取市景観形成条例」（平成 20 年鳥取市条例第 9 号）及び「鳥取市景観計画」（鳥取市、平成 20 年）により、市域全域を「景観計画区域」にしている。また、良好な景観の形成に関する施策が特に必要と認められる区域を「景観形成重点区域」として定めており、対象事業実施区域及びその周囲においては、湖山池とその周辺が「湖山池景観形成重点区域」に、鹿野城周辺が「鹿野城下町景観形成重点区域」に指定されており、その位置は第 3.2-22 図のとおりである。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）により指定された風致地区はない。



第 3.2-22 図 景観計画区域の指定状況

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づく保安林の指定状況は第 3.2-23 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日)に基づく砂防指定地は第 3.2-24 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に砂防指定地が存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は第 3.2-24 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

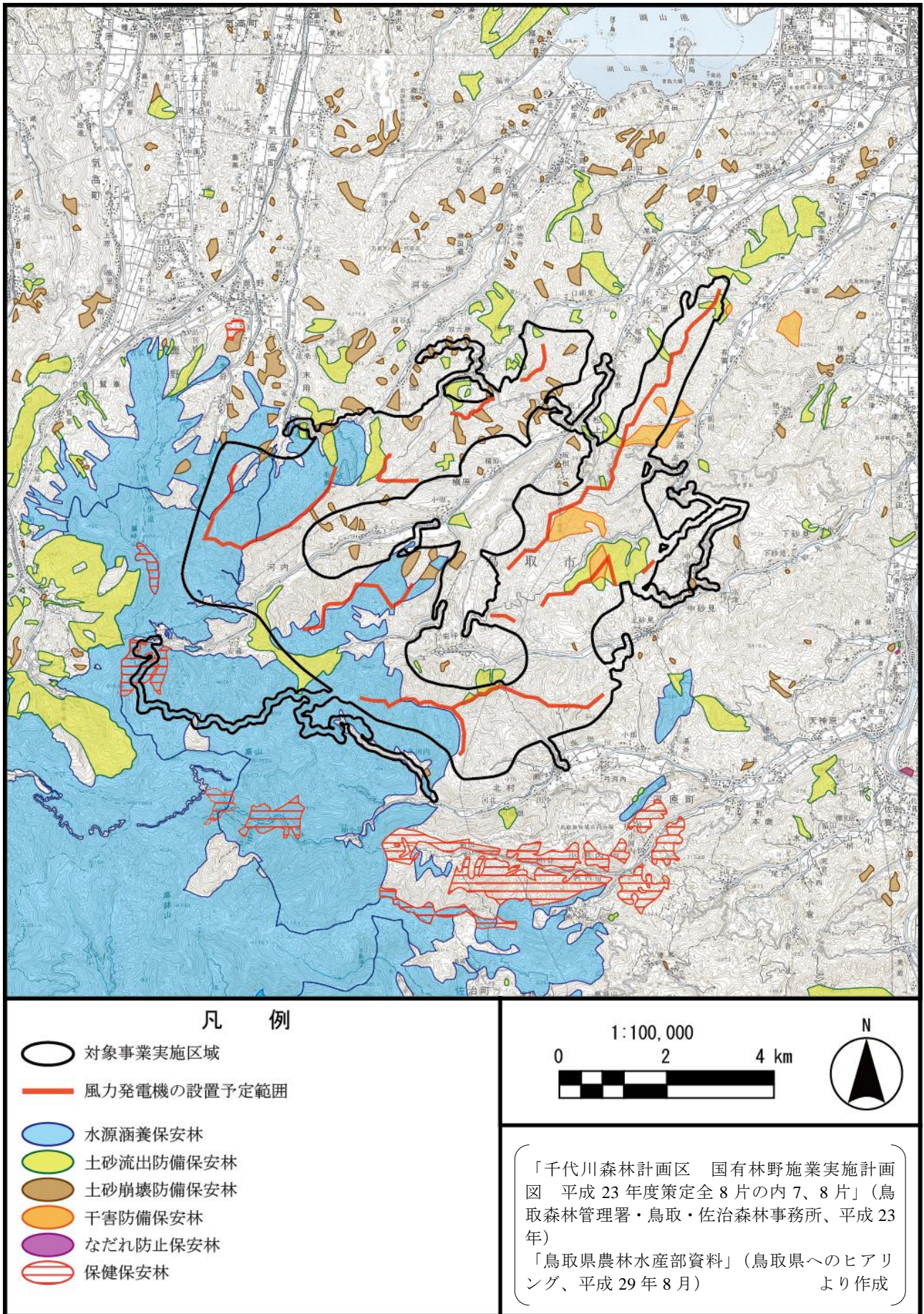
対象事業実施区域及びその周囲に「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づく地すべり防止区域は第 3.2-24 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

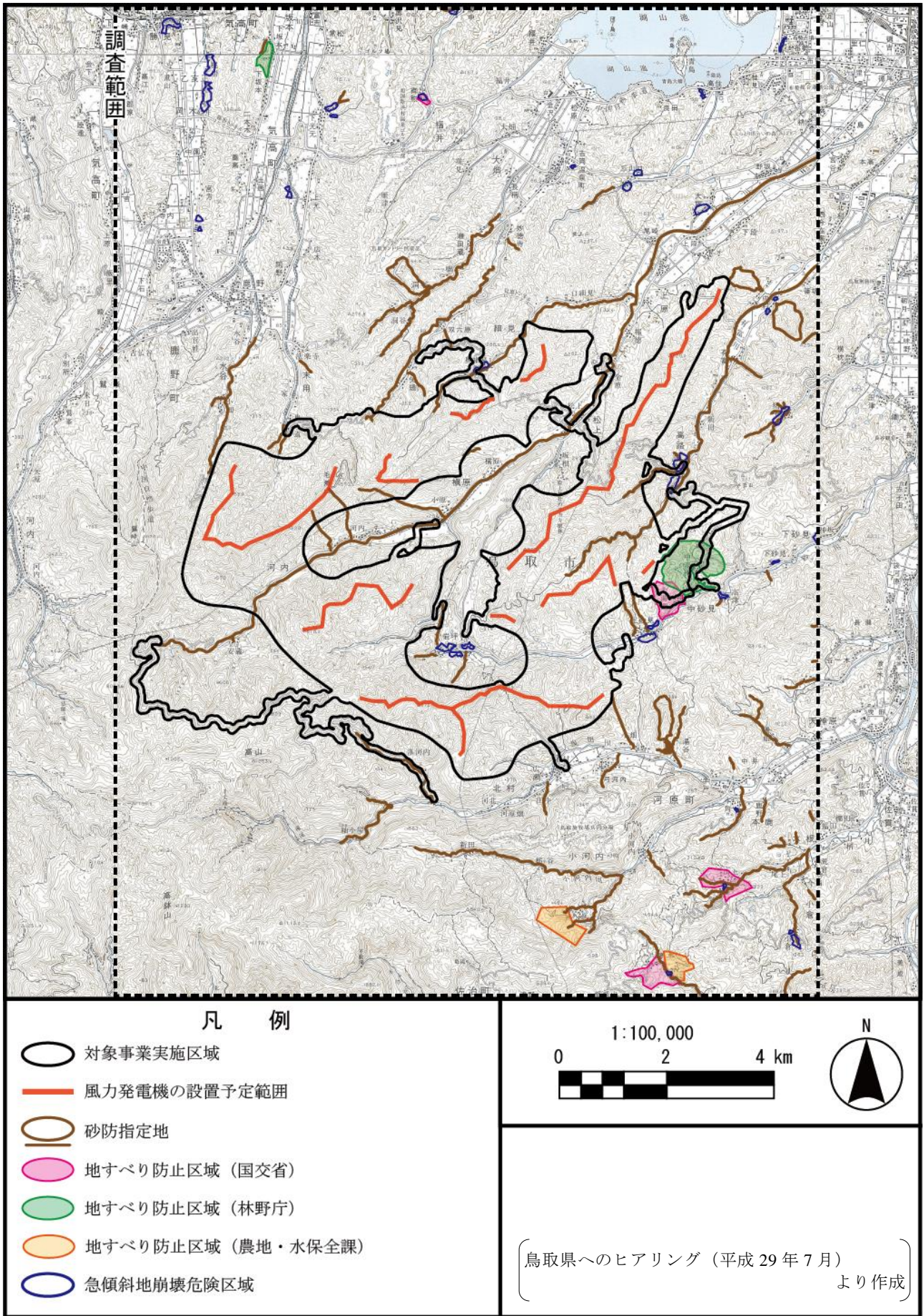
対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は第 3.2-25 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

⑥ 河川法に基づく河川保全区域

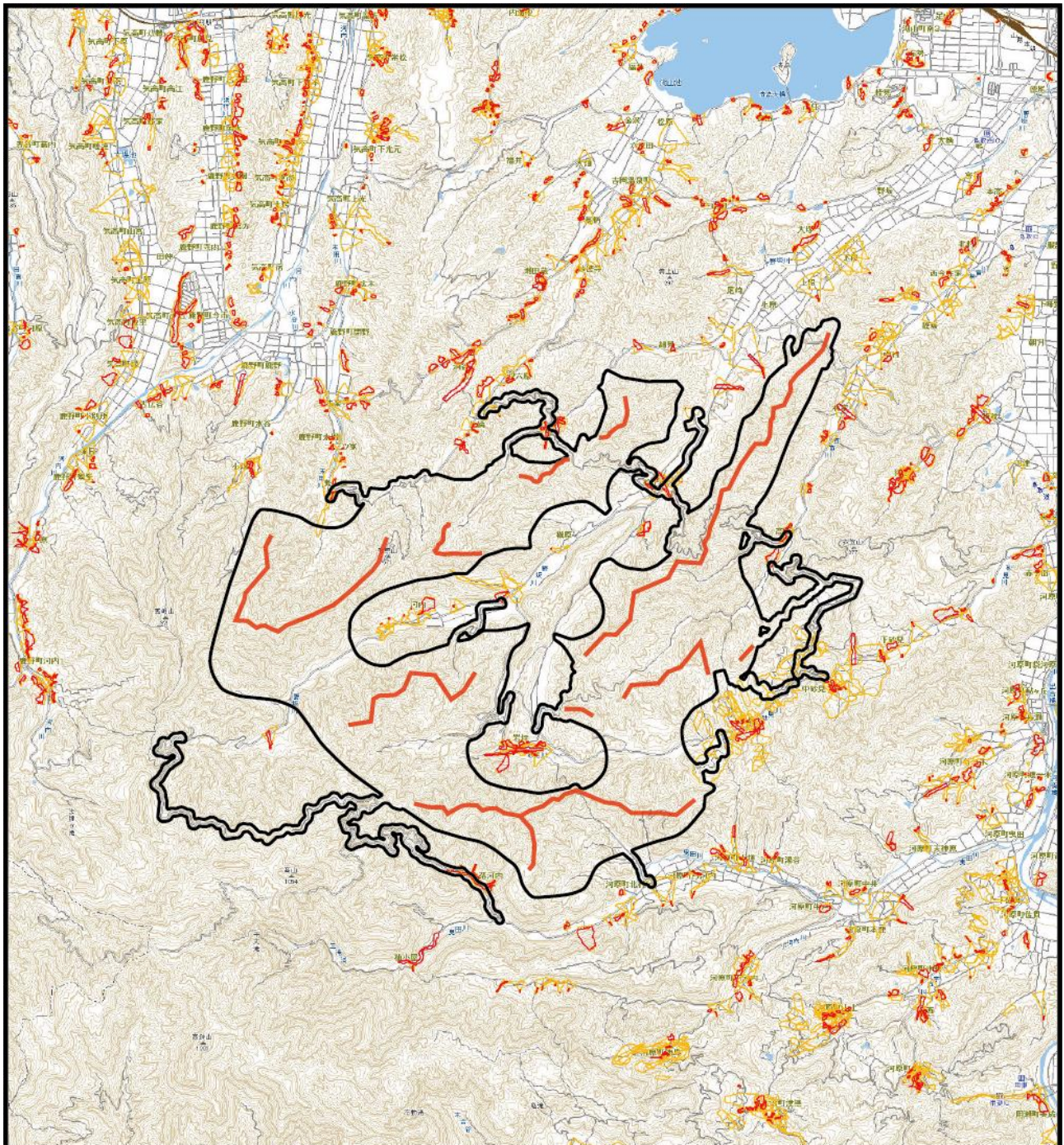
対象事業実施区域及びその周囲には、「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づく河川保全区域はない。







第 3.2-23 図 保安林の指定状況

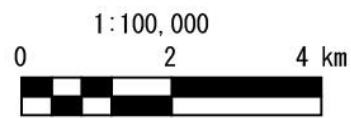


第 3.2-24 図 砂防指定地等の状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  土砂災害警戒区域
-  土砂災害特別警戒区域



〔「とっとり Web マップ」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) により作成〕

第 3.2-25 図 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第3.2-45表のとおりである。

第3.2-45表 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			鳥取市	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	×
		公害防止計画	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	×
	振動規制法	規制地域	○	○	×
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	○	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	○	○	×
		県立自然公園	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	○	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○
	河川法	河川保全区域	○	×	×

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ※は、所在地が地域を定めず指定したものの種のみ指定があることを示す。